

参議院地方行政委員会會議録第二十二号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十一時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
秋山 長造君
基 政七君

委員

西郷吉之助君
津島 壽一君
鍋島 直紹君
加瀬 完君
松澤 兼人君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
杉山 昌作君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

總理府總務長官 小平 久雄君
大蔵省主計 局給与課長 平井 勉郎君
文部省管理 局給与課長 杉江 清君
自治省行政 局局長 佐久間 勲君

説明員

警察庁警務 局長 前田 利明君
大蔵省主計 局主計官 高柳 忠夫君
文務省管理 局福利課長 清水 成之君

文部事務官 進藤聖太郎君
自治省行政 局 松浦 功君
自治事務官 堀込惣次郎君

本日の會議に付した案件

○地方公務員共済組合法案(内閣提出)
○地方公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法案(内閣提出)

○委員長(小林武治君) それではただ
いまから委員會を開会いたします。

地方公務員共済組合法案、地方公務
員共済組合法の長期給付に関する施行
法案の両案を議題といたします。

御質疑の方は御発言願います。
○矢嶋三義君 大蔵大臣、この委員
会はすわって質疑応答をやっています
ので、私もすわって伺いますから、大
臣もすわってお答えいただきたいと思
います。

先般、事務当局におかれましては、
この法案は社会保障政策の一環として
政府で着想立案されたということだ
が、かように再確認してよろしゅう
ございますか。

○國務大臣(水田三喜男君) いいと思
います。

○矢嶋三義君 そうなれば、国の社会
保障政策の一環ということになります
と、最終責任は國のほうにおいて負
うべきと思いますが、御所見いかがで
ございましょうか。

○國務大臣(水田三喜男君) それは一
律にそうはいかないで、國が直接に國
の金を支出してこの保障政策を実施す
べきものもありますし、これを社会保

險制度という保障制度を通じて実施す
るものもございます。そうすれば、そ
の同じく社会保障制度であっても、そ
の性質によつて、費用分担とかいろん
な建前がありますので、これは一律に
そうは言えないと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣、私のあとの質問
もあらかじめおもんばかってお答えさ
れていくようにすがね、事務当局では
そのとおりだと答弁しているのですが
ね。これは当然じゃないですか、最終
的に國が責任を持つてやるべきものだ
ということ。重ねてお伺ひします。

○國務大臣(水田三喜男君) ですから今
申しましたように、一般國民の福祉と
いう問題についての第一次の行政責任
というものは、今の日本の行政制度に
おいては、第一次責任というものは、
地方公共団体が持つということにな
っておりますので、持てる範囲において
は持ちますが、それが財政的な理由に
よつて、その能力がないというような
問題については、これは國が当然持つ
べきものだから、そういう意味にお
ける最終責任が國にあるということ
は言ひ得ると思ひます。

○矢嶋三義君 それだけ承つて、質問
を続けますが、この法案の着想という
ものはいつごろだと思ひます。方向
づけはいいと思ひます。しかし、内
容を作業するにあつては、さかさま
な見方をしていると思ひますので、
ちよつと私見を申し述べて御所見を承
ります。第一次は地方公共団体が
持つ、まあ最終的には國が持つ、そ
ういふことを認めましてね、國の社会保

障政策の一環としてやるにあつて
は、一体この法律によつて恩恵を受け
る方々の負担を幾らにするか、幾ら程
度の負担能力があるか、それをきめ
て、そして負担能力をオーバーする
部分は、國の社会保障政策だから、國
の財源で持つ、こういう僕は立案の
仕方であつたらぬと思ひますので、
よ、作業の組み立て方がね。それが逆
でしてね。負担を、具体的に掛金につ
いていけば、千分の四十四という数字
を出している。そして法に組み立て
ていたという行き方が僕は逆だと思
ひます。しかも、これは、大臣相
手ですからここで数字的に掘り下げる
わけにいきませんが、千分の四十四と
いう根拠はないのです。國家公務員
共済組合法が掛金が千分の四十四に
なっているからそれに準じたというに
すぎない。國家公務員千分の四十四
というのには合理性、科学性があるか
といへば、そうではない。これを三十
三年、三十四年当院の内閣委員會で
この法案を審議している。当時は佐
藤さんが大蔵大臣であつたわけですが、
十分の資料が出なかつた。だから、こ
の千分の四十四で長期給付、短期給
付は幾分かどうかというところは、四
年なり五年なりしてみなければ適正な
数字かどうかかわらないという、そ
ういふベ
ンディングの数字ですよ。しかも、地
方公務員は國家公務員に對して構成が
違ふわけですからね。だから、そのま
ま千分の四十四という数字を持つてき
たという根拠はきわめて薄弱ですよ
ね。そういうものをきめておいて、そ

うして國の負担というものを考える
というこの組み立て方が僕は逆だと思
ひます。たとえば二十八年の人事院勧
告では、組合員の負担というものは千
分の二十五程度が妥当だといふ勧告を
しているのです。今の恩給法は御承知
のごとく千分の二十です。それから地
方團體の中には、先進國のそれのご
とく、無拠出でやっているとところも
ある。掛金でも千分の十程度のところ
はざらにある。最も多く適用されてい
る恩給法が千分の二十ならば、人事院
勧告の千分の二十五というのは、適正
な数字を僕は勧告していると思ひま
す。この程度に抑えてしまつて、そ
うして國の社会保障政策だから、足ら
ざる部分は國庫から支出される、こ
ういふ政策を福祉國家建設のために
やると、こゝろは僕は進め方であつな
らぬと思ひます。だから、その点
この法律案の組み立て方が逆になつ
ていくところ、審議段階に、あ
るいはこれが公布施行されていく上
にいろいろ問題が起つて、せつ
か、志としてはいいんだけど、こ
の適用を受けるところの國民に對し
てさややかな氣を抱かせない、喜んで
この法の成立を受け入れるような状
況に當事者が立てないという事態を
招来している、招来するおそれがある、
こゝろ思ひますが、その根本的な点に
ついては、大臣、どういふふうにお考
へになるか、御所見を承りたい。

○國務大臣(水田三喜男君) それは従
来の恩給制度のように一定の掛金は取
る、しかし、別に保険計算に基づかな

い給付をきめるといふ建前ならこれは別でございすが、それじゃなく、この制度、こういう年金制度というものは、やはり社会保険制度として保険数理に基づいた計算によつて給付もきめるといふ立場をとっている以上は、問題は年金給付の問題であつて、この組合員の負担能力が非常に多いと、多い負担をするといふことでしたら保険数理の計算からいふと大きい年金支給ができるということになるでしようし、給付をこゝろするといふ大體きめて、この保険数理によつて計算すればおのずからそこでこの負担金というものが出てきますので、これは計算によつてどうにでもなる問題で、掛金を多くすれば年金を多くできる、この計算に基づいて負担金も給付もきまつてくるのですから、これは立て方によつてどうにでもなるし、ですから、この掛金でいくならこの年金給付はこれだけできるという計算に基づいた給付になつておるのですから、能力に応じ、将来給付金をふやすといふことは、これはできるでしようが、要するに数理に基づいた計算からできおるのですから、その心配はないと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣ちよつと、私の質問がポイントが、歯車が合わないのです、保険数理に合うものを使つたんでしよ。しかし、千分の四十四という数字は、私はそんなに信憑性のある数字と思つていません。しかし、これはやつてみないとわからないから、水掛論になるからアウトにしても、保険数理以前の問題があるわけですよ、私の質問のポイントが、社会保険政策という名目をもつてやれば、完全な関係者の互助方式でいくとなれば、それは今あなたの言われたとおりで、どんな方

法でもあるでしよ。互助方式で、掛金をたくさんかけない、たくさん給付しなす。掛金がいやなら給付を下げなす。それは完全な互助方式なら幾らでもありましよう。しかし、一つの大きな社会保険政策の一端として出せばどういふ恩恵を、どの程度の恩恵を、福祉国家の建設の一端として、社会保険政策の一つとして国がめんどうを見るかといふこの大前提が問題になるわけですね。だから、どの程度国がめんどうを見るかといふことが僕は先行しなければならぬと思ひます。そこで、組合員の負担がどの程度が妥当かといふことを考へて、そのうて足らざる分は国が持つといふ、こゝういふ立て方でなくちやならぬと思ひます。それを国が持つ能力がなかつたなら、そのうて立法は延ばすべきだと思ひます。やる意思がなく、その持つ能力がなかつたなら、社会保険の推進なんかといふアドバルーンを上げることもなく、立法を延ばすべきだと思ひます。しかし、社会保険はわが国現在の政治の一つの大きな柱だ、これを推進していかうだ、こゝういふアドバルーンを上げ、大きな政策を柱として立てて、そのうして国民に呼びかけて、国民をリードしていく以上は、国民もそれに期待があるわけなんだから、だから、やつた結果、喜ばれるものを作らなければならぬと思ひます。そこで問題は、どの程度国がめんどうを見るかといふことではないか、そこには負担を考へると、人事院勧告の千分の二十五などは、最も妥当な数字が出ておつたんじゃないか。だから、千分の二十五といふやうな数字をとつて、そのうして計数をほじいてみて、幾ら国が負担すればよいかといふことを計算してみて、

やれそりもなかつたなら取りやめたらいいんです。それからまた、實際四、五年やつてみなければどの程度必要かといふものは的確につかめるものじゃないと思ひます。しかし、先ほど私が申し上げたように、ただ準ずるという形でもつて非常に安易に四十四という数字をとつたことは適当でないじゃないか、こゝういふ点を何つておるわけです。

○國務大臣(水田三喜男君) ですから、この自分のかけたものだけ保険計算でもらうといふことでしたら、これは組合員にとつて何らの恩恵もないことになるでしよ。が、そのうてなく、雇用者としての国もしくは地方公共団体が同額のものをもちて掛金をもちてやる、そのうしてそれ以外に公経済の主体として別に余分の負担をするといふことから成り立つてゐるんですから、これは組合員にとつてみたら、自分の掛金だけの複利計算による年金支給が行なわれたといふことでなく、これは大きい補助の制度になつておるのですから、問題は、国の負担を、国、地方の雇用者としての負担をどうするか、あるいは公経済を主体とした負担部分をどうするかといふことにならうと思ひますが、これは多いほど確かにいいに違ひないと思ひます。しかし、御承知のようないきさつがあつて、恩給制度がこゝういふ共済年金制度にかつて、現在国の公務員もこゝういふ負担割合をとつておられます、そのほか公立学校とか警察とかいふやうなもの共済年金制度もこゝういふ建前をとつておるのですから、まだその建前をもとれない地方公務員の共済制度も、新たにこれから出発

しよといふのですから、歩調をそろえて、大體その程度の負担が出現しては妥当であらうといふふに思われただけでございまして、これをどういふふに要するかに変えないかといふのは、これはまた別の問題だと思ひます。すでに、給付一〇〇としなすれば、そのうちの五五％は国、地方が現実に持つておるのですから、やはりその程度が今行なわれている社会保険制度の大体のこれが一般の建前である以上は、そのうて不当なものだと私は考へません。

○矢嶋三義君 この点あなたと意見が食い違ひますので、次の質問に移ります。が、今私が質問した点は、国の負担、地方団体の負担を合せて公費負担とこれを称して、その公費負担が、社会保険政策の一端であるにかかわらず、その結果として、組合員の掛金率を、人事院勧告の千分の二十五から大きく千分の四十四とした点に理解しがたいものがあるといふことを主張し何つたわけですね。意見食い違ひておられます。

それでは次の質問としては、公費負担を国の負担と地方団体の負担に分けてね、二年間にわたつて非常に問題になつておつた国の負担ですね。具体的に言うならば、給付金に対する一〇％の補助と事務費の一〇％の補助といふものを、本年度の予算編成並びにこの法律案の作業をするにあつて、これをゼロにした理由はどういふものですか。少し根拠を申し述べて何いますか。この昭和三十一年二月に地方制度調査会から出された答申には、参考として「退職年金の給付に要する費用にあつては、健全な保険数理を基礎

とした積立金の制度を設ける必要がある。この場合、社会保険制度に対する国の責任を明確にするため、給付に要する費用の一定部分を国が負担すべきである。国家公務員共済組合の場合は十五パーセント、厚生年金保険の場合は二十パーセントを国が負担しているが、地方公務員の場合は、国家公務員の場合に準すべきである。」さらにな、
「なお、共済組合の事務に要する費用については、この制度が社会保険制度であることにかんがみ、全額を国において負担すべきである。」こゝういふ地方制度調査会から答申が出てゐるわけですね。これに基づいて、あなた御承知のように、所管自治省からは、予算編成にあつて、概算要求として七十五億を要求したわけですね。こゝういふ答申があり所管省の強い要望が数回にわたつて続けられてゐるのにかかわらず、この法律案を国会に提案するに先だつてこれらをゼロにしたといふことはどういふ御所見に基づくものか。先般私は事務当局にちよつと伺つたんですが、交付税率を〇・一上げた。そのうて、交付税率を〇・一上げた。これは不交付団体にいかないわけですから。だから、地方団体の財源調整をこゝういふのでございかながらやういふ考へ方が底流にあるところ、こゝういふものが僕は出てきたと思ひます。それは平たい言葉でいへば、みそとくそを一緒にしたものだと思ひます。私は地方団体相互間の財源調整については、こゝでは言ひませんが、私は特殊な意見を持っています。大蔵省の見解にむしる僕の見解は近い。しかし、そのうてものを他の面でもやうとしてやれない。そこ

で、こういう社会保障政策の一環として、こういうものをする場合に、こういうところにもたまたまそういうものを持つてきたり、あるいはいつか問題になったような義務教育費国庫負担、こういう制度でそんな財源調整をやろうと、作業をしようとして、調整しようという考え方というものは僕は根本的に間違っていると思うのです。で、若干意見を申し述べて大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(水田三喜男) これはもうたびたび私も予算委員会でも答弁しましたが、まあ共済組合を含めて一般に社会保険制度における費用負担というものは、国、地方団体等の公経済の主体が一定の部分を負担して、残りを使用者と被用者、まあ事業主と組合員というものが原則として折半するということが日本の社会保険制度の建前ができておるのでございまして、やはりこの建前というものは、この社会保険制度によつてこの保障を履行しようとする場合でも、この建前はくずさないでいくべきだというのが私どもの考え方、現に国家公務員の共済組合でも、さつき申しました公立学校とか警察の各共済組合、みんなそういう建前になっております。で、国の仕事をやっていくのだから国が持つべきだといふのでしたら、公企業体の組合もそういうことが言えると思いますが、やはり公企業体も公経済の主体がはつきりしておりますので、これはこの建前どおり国が一円も負担しないで主体としての各公団がこれを負担しているという建前になっていまして、この厚生年金保険とか船員保険というようにものは、これはもう勤労者一般とかあるいは船員一般というものを対象とした保険で、これを推進していく公経済の

主体というものが、実際に国以外にはない、こういう状態になっておりますので、これについては国が一定部分を負担するという建前になっておりますが、そうでないものは、全部そういうことになっていく以上、この地方公務員の共済年金制度も、地方が国の事務を一部やっているからというところは全然別であつて、りっぱに公経済の公共団体は主体になっておるのですから、その主体としての分担を地方がすべきだと、この建前をくずす必要は私はどこにもないのじゃないかと思ひます。ただ問題は、地方公共団体の財政力の問題になつてくると思ひますが、これは矢嶋さんの御承知のように、地方の行政事務を推進するための財源としましては、大ざっぱにいって三つあつて、一つは、地方固有の財源というものは、ほんとうなら地方の自主財源をもつて地方が全部地方行政はまかなうべきものだと思ひますが、地方の独立財源だけで地方行政の運営をやるといふことになりましたら、これは財源偏在の今日、地方行政水準というものは、もうこれはすぐに不均衡になつてしまふことははつきりしておりますので、一たん国が税として取つてこれを地方に配付するという交付金制度を置いて、一たん国が持つてこれを地方に渡して、そうして地方行政水準の均衡化をはかつていくという方法と、特に最近国民の福祉問題に関連した対策というものは急速にいろいろな範囲が広がつてきましたので、地方団体だけではやれないというものについては、国の補助金、負担金というものを別に出して、そして地方財政を助けてやるといふ交付金、固有財源、それと国の補助金、負担金、これによつて地方行政

を推進していく、こういう建前をとつていふのですから、私もそこでは、この三つの調整をどうするかといふことが、今後これは緊急な問題になつてきましたので、そのために今度内閣にも補助金、負担金の問題の審議会を置くことにしたわけですが、交付税よりも国の補助金、負担金の方が二千億くらいも多くなつて、国からそういう形で出した金は一兆億以上出すことになりましたから、この三者をうまく按分して、地方財政を合理的にまかなつていけばいい、こういう建前になつておられますので、したがつて、こういう地方公務員の共済組合といふたようなものは、これは当然地方固有の仕事でございまして、まずこの建前に基づいてやる、そして財政力についてのいろいろな考えは別個にこれをしていくのが筋として本筋だといふふうにも考えまして、交付税の率を今度少し上げましたが、それもやはりこういう問題の負担が地方に加わることをわれわれは考へてやつた措置でございまして、この建前はやはりくずしては私にはならぬものだらうと思ひます。で、その三者の組み合わせ方がいかに悪いかといふことは、これから税制審議会でもこれを取り扱ひますし、補助金等の審議会でもこれを取り扱ひますし、今度できた臨時行政調査会も、今度地方と中央の事務配分というふうなものをつくるのが合理的かといふ、そういう問題にまであの委員会が入つてくれると思ひますので、この三つの委員会の総合的な結論によつて、地方財政の根本的な改善を私たちはしたいといふ立場でございまして、そういう大きい問題を持つていふ前に先だつて、まづこの制度自身の建前をくずしていく

というのとはとるべきではないというのが私どもの主張でして、したがつて、これは二年間いろいろ答申もありましたし、もめましたが、ようやく政府の中で各省の意見も一致して、こういうことに今度は踏み切りをつけた、こういうふうなきさつでございまして、

○矢嶋三義君 私はいと二項目質問があります、時間がないから進みますけれども、今の問題は、私は大臣の所論は、一部私は十分納得できるものがあるのです。しかし、納得できない部分もある。あなたは都合のいいところだけ主張されておられます。政府内部で意見が一致した云々と云うけれども、こういう表座敷になれば、自治大臣は内閣の一人としてそういう発言をしていられるけれども、自治大臣並びに文部大臣、関係大臣、それから事務当局というものは決して満足していません。表座敷で答弁させたら、政府の一員としてあなたに同じつづきを合せて答弁しますけれども、たとえば、あなたは今のよう主張であつたら交付税率二・九％は、少なくとも三・〇％くらいにしなければつづまが合いません。一方では筋の通つたことを言われながら、交付税率は二・八・九にと言つておられる。御答弁の一部は確かに筋が通つておられるけれども、全般的に僕はちぐはぐだと思ひます。それで具体的に伺いますが、国家公務員共済組合法の一部改正をなし、非現業職員に拡大適用、全面的に国家公務員に法の適用をはかつた昭和三十四年、あの法案を審議するときに、当時の佐藤大蔵大臣は、地方公務員共済組合法をやる場合は、国家公務員共済組合法に準じて一〇％の国庫補助をやりまふといふこ

とをはつきり答弁された。ここにあられる山本さんも一緒に審議した。われわれはそういうことは心配だから、そういう角度から何べんも質疑して、佐藤さんはそういう答弁をしておりまして、そういう前提でわれわれは法案を通した。こういうのは同じ自由民主党の中でどうお考えになるのか。それから追加給付費用の点、この法案では、法が適用される国家公務員の必要額は、国で持つて持つ。しからざるものはみな地方団体で負担する。追加給付費用というものは相当のものです。せめて、さつきのようなお話であります、追加費用については国が持つと、助成するといふような考え方に立たなければ、交付税率を事実上〇・一％上げて、不交付団体には無関係になつていけばこれは無理です。これは非常な自治体に過重になりますよ。この点に對する御答弁を求めます。

○委員長(小林武治君) ちよつと申し上げますが、大蔵大臣はやむを得ない所業があるもので、時間になつておりますが、

○矢嶋三義君 大蔵大臣の答弁が長いからこういうふうになつたんです。大蔵大臣の答弁が珍しく長いからこうなつたので……

○国務大臣(水田三喜男) いや、答弁を長くしなければいかにぬような質問になつておるので困つておるのです。が、それはさつき申しましたように、中央、地方の財源調整をどうするか。ことし一部はいたしました。地方に委譲する。これで百億以上の地方財源は今までよりはよくなつておると思ひますが、さらにこれをどうするかがこの次の問題として、私どもは税制調査会でこれからこの問題をやることになり

ますので、これによってどういふ調整方法ができるかということも今未定でございます。それとも一つは、地方財政の伸び方と国の財政の伸び方の問題ですが、地方財政がところと違つて相当現在よくなつてきている。ことしの国の予算が多い、少し言われましても、自然増があつたからといつても、その三割近くはすぐに地方に交付される金額になりますので、そういう国の財政の伸び方と地方の伸び方の将来を考へますといふと、百何十億ですが、最後の地方財政がこの問題の負担で困るような、今地方財政の先行きの問題といふものは私は全くないと思ひます。しかも、財源調整は、さらに地方に財源を委譲するといふような問題は、これから本格的な問題になつておりますし、それから補助金も六千億をもちこてきましたので、来年あたりになつたら地方への補助金といふものはたいへんなものになるでしようし、そういうものとのあり方を考へて、これは国の補助金といふものでやつたほうがよからう。これはそうじゃなくて、まず第一次は地方責任でやつて、足らぬときは、こういうような方法をとつたらよからうといふようなものを、これから総合的にやちうとしていふ一歩手前でございますから、その線においては、あえてこういう問題を、これが国の補助金でなければならぬといふような問題を出すことは、これはまたむしろ妥当を欠くことであつて、従来の建前をくずさずここの形に出発するのがよいといふのが、私たちの考え方でございますので、その財政についての問題は、今言つたような問題にこれから政府は入つていくんですから、それとの関連において、最終的にはい

いか悪いかといふのをきめてもらへば私はそれでいいんじゃないかと思ひます。

○矢嶋三義君 最後は一問。その点も私納得できないのですが、時間がないから最後の二問いたしますが、公経済の中の地方財政に対してあなたがそれをどういふ見方をなさつていらっしゃるのか、具体的に減額年金制度、どうしてこういうものを内閣は法案化したのですか。この減額年金制度については、この人事院勧告においても、現行恩給法と同様の減額年金制度、若年停止が妥当といふ勧告が出されておりますが、恩給法の若年停止といふものがどういふものかといふことは御承知のとおり。ところが、今度のこの減額年金制度は、五十五才以前にやめれば、一年について四割の減額をする。国家公務員共済組合の場合は、女子公務員が少なくなる。まあ定年制はないけれども、相当年配まででないから、四割とあつても、そうショックを受けないと思ふのです。普通の人は五十五才近くまでいくと、やめる人は相当好条件が民間等にあって移る場合があるから、それほどびんとこない。ところが、地方公務員となりますと、その中の一つである公立学校関係の共済組合員の中には、約半数は女子公務員がおられるわけですね。女教師がおられるわけですね。そうすると、この前もちょっと説明しましたけれども、大体二十二、三才で教員になり、そして結婚して子供ができて、せめて年金がつくまで勤めようといふので、年金がついたらやめる人が多いわけですね。そうすると、大体四十二、三才で退職することになる。そしてこの法の適用になる

と、一年について四割の減額といふことになりまして、十二年で四八割の減額になり、年金の約半額しかもらえない。恩給法みたいに五十五になつて復元するかといふと復元しない。死ぬまで、永久にそれだけの年金しかいただけないわけですね。それがいいやなら、女教師をやめればいいじゃないかと、これは暴論であつて、学校教育の場においては、結婚した女性、子供を持った女性といふものは、学校教育の場においては絶対必要ですね。それがなければ教育ができない。この法は、立案する場合に、国家公務員法に準じてやるという、ただその機械的な考え方、公経済の中の地方財政が豊かになれば、その点私は国の経費で持とうが、地方の団体の経費で持とうが問ひません、いずれか。こういう減額年金制度といふものは妥当でないと思ふのです。これは致命的な欠陥だと思ふのです。だから、三十万になんたんとすす。これは致命的な欠陥だと思ふのです。全国の女教師が、このままでは絶対にいけないという反対陳情を猛烈に立法院に寄せておりますね。そういう点の配慮がどうしてなされなかつたのか。その点と、それから事務当局に伺います。大体四十才以上の女子国家公務員はどのくらい在職しているか。それから、この法案の減額年金制度を、人事院の勧告のように、恩給法の若年停止、これに準じた取り扱い方をすれば、どのくらい経費がふえるものか、そのふえる部分を公経済で持つてやつたらいいじゃないか、国の社会保険政策の一環というならば、国が持つたか、交付金でそれをもとに地方団体が持つたか、その部分を公経済で持つてやればいいじゃないか、社会保障政策の

一環ならば。しかも、人事院勧告の中にそういうものが出てくるのですからね。そうしたならば、この法案はやっぱりなもので、国家建設の一コマだといふことで喜んで受け入れる。そういうことをやる意思があればやれると思ふのです。政策の問題ですよ。財政上できないことではないと思ふのです。だから、今伺つた数字と、それからそれに対する大臣の所見を承りたい。

○委員長(小林武治君) それでは大臣、簡明にお答えになつてお帰り下さい。大体時間をお約束になつてゐるから。

○矢嶋三義君 いろいろ大きな法案に三十分といふのは無理ですよ。大蔵大臣は非常に理解があるからだから。

○国務大臣(水田三喜男君) 問題は、この保険計算をくずした制度をとるかとなぬかといふのが問題だと思ふのです。いわゆる保険計算における脱退率を無視してその給付を増そうといへば、計算上損金の問題が出てきますし、それでない限り、これを制度をくずさないといふ限りは、たとえば二十一年で支給するといふものを十年で支給しようとするれば、もう計算ではつきりその十年で支給することでもできるし、できた場合の給付率はどうなるかといふことは計算でもつきり出てくることで、そういう制度をとるならば、その計算によればいいし、そうでないで保険計算を無視した制度を別に加へたいというならこれまた別の問題に私はなることであつて、いやしくもこの共済年金制度は、保険制度を運用しようといふ限りにおいては、そうそこらの勝手な細工といふものは、これはすれば保険計算に基づかないことになつてしましますから、問題はそれだけだ

と思ふのです。それを保険制度に基づかなくともこういう別個の処置をとるかどうかといふことは、これは別の政策問題になつてくるのじゃないかと思ひます。

○矢嶋三義君 事務当局答えて下さい。保険計算といふのがくさいです。

○説明員(松浦功君) ただいま矢嶋委員から御質問のございました減額退職年金制度を恩給法の若年停止制度に置きかへたと仮定した場合において、どの程度財源率に異同があるかといふお尋ねでございます。大体千分の五ないし六程度の引き上げという結果になるというふうに推測をいたしております。

○矢嶋三義君 国家公務員の場合はどうなんですか、四十才の女子公務員の場合。

○政府委員(平井進郎君) ちょっと手元に資料を持っておりますので、四十才以上といふのが今直ちにお答えできませんので、後刻御返事申し上げます。総数で申し上げたいと思ひますが、総数で申し上げますと、国家公務員の共済組合員総計約百万と大体申し上げましたが、その中で十六万強が女子職員でございます。

○矢嶋三義君 それは全部でございますね。

○政府委員(平井進郎君) さようでございします。

○山本伊三郎君 ちょっと一問だけ。それでは大蔵大臣がもう時間が来ておりますので、大蔵大臣に一問だけ。前の矢嶋委員に対する答弁から関連して、国家公務員の場合と今度は地方公務員の共済組合員、この前のいつかもらつたいわゆる自治省初めその他の資料から、この資料は一応正しいと見て、私はこれはあとで追及します

が、大蔵大臣は正しいと見て、国家公務員の場合よりも地方公務員の場合、国の負担、地方公共団体の負担が多くなつておる。数字を示しますと、国家公務員は、国の負担は千分の五十四・二五です。地方公務員の場合、それから地方職員共済組合の場合、それは千分の五十五です。〇・七五多いのです。公立学校共済においては、千分の五十六を地方団体が持たなくてはならない。それに地方交付税で、一では十五億しか大体見ておらない、これは完全にいくとしてですね。それで国家公務員の場合は、年額四十億程度の、やはり一〇％程度のいわゆる補助金がある。そうすると地方団体に対する財政の大きい負担というものは、同じ内容の制度であっても、地方団体は多く持たなくてはならぬ。この措置が地方交付税で見ると、基準財政需要額で見ると、大蔵省として、非常にはこまり点を見えておられますか。負担割合は一緒なんです。要するに四十五と五十五だが、割合と率とは違ふのですよ、その点が地方公務員の場合にはふえておる。地方団体のほうに負担が大きい。この点は認識されておるかどうか、この点を。

○説明員(高柳忠夫君) 地方財政計画の面から見れば、そういう国と地方との若干の違いがあるということとは別に、地方の負担の増加のなまの姿をとらえまして、その所要額を地方財政計画に計上して、それを交付税の配分計算の基礎としておるわけでありまして、地方負担額を〇・一交付税率を上げて削つていいのではないかと、いうふうな問題とは当然結びつかないと考えております。また、たまたま本

年度の交付税法の改正で税率を、〇・三の臨時交付金を廃止いたしました。さらに、〇・一上げたという姿になつておりますが、本来、〇・三の臨時交付金は主として市町村の、ことに貧弱市町村の減税補てんに充てられておつたわけですが、それを一般財源化して、〇・三プラス〇・一で、合わせて〇・四という財源付与がなされたという点と、さらに先ほど大臣から御説明いたしました国、地方を通ずる税源配分で百五億程度地方に財源が委譲されております。これらをあわせて考えてみますと、三十七年度計画で約百六十億から百七十億くらいが地方に財源付与をされるわけでございます。また、最近の国税の伸びと関連いたしまして、その一定率の二八・九というのは年々交付税額としてはふえて参りますので、地方の財源はそれだけ強化されているのではないかと思います。

○山本伊三郎君 その答弁は当たつてないですよ。この地方交付税が〇・三を臨時交付金から一般のほうに回したと言われますが、この共済組合の新規需要ができたために、これは自治省の提案説明にあるように、〇・一の交付税の増額が一応大きいよつてきたる財源だ、こりういふのです。したがつて、交付税そのものがふえたというのを全部突つ込むわけじゃないでしよう。地方団体の行政水準を上げるためのいろいろの施策があつたためにやつたのでしよう。たが今尋ねておるの、国家公務員の共済組合に対する財源に国が四十億程度これを出すというのをやつておる。ところが、それより以上に地方団体の率からいふとふえているわけ、国家公務員よ

りも。そういう措置が大蔵省で考慮されておるのかどうか。あとはその基準財政需要額によつて地方団体が勝手にみたらそれでいいのだ、これだけの措置をしておるのだからそれでやれるのだと言われるけれども、われわれとしては非常に不安なんです。したがつて、大蔵省がそう言われるのですから、自治省はそれで自信があるのか。今後それによつては、私は容赦いたしませんよ。大蔵大臣はおそらくそういうことは知らなかったのですよ。主計官が地方交付税のいろいろの説明をされたが、われわれ今審議しておるの、地方公務員共済組合法による財源をわれわれは議題にしている。それが、大蔵省がそういう認識をして、今後自治省からこりういふ問題が出たときには、それだけの補償をするかどうか、これが私の質問のみです。そういう腹があれば、当然地方団体で負担さしておるの、こりういふことをみずして、このまま実施された場合には、地方団体が苦しいことは当然なんです。自治大臣はどう思つておるか、この点を自治大臣に聞きたいのだが、おらぬから……。おそらくこりういふ問題が起つてくるのですよ、経験からいって。それを大蔵大臣が、こりういふときには大蔵省がみず、こりういふなら、それでいいですよ。

○国務大臣(水田三喜男君) それは結局、地方の財政需要というものはこれだけじゃございませぬし、全般あるのですから、それらを総合して、地方財政計画において、どうして地方財政が立たないというふうな場合には、これは今度は国の交付税率を上げてみてやらなければいかぬとかなんとかいふ問題が出るかもしれませぬし、それはそのときの問題でありまして、さつき申しましたような形で、地方財政の財源を今確保しているのですから、これをどういふことにするかはそのときどきの問題でございまして、どうしても足らないといふは、これは交付税率をふやして、増してやるといふ問題につながる問題だらうと思ひます。ですから、いづれにしましても、地方が当然すべきこりういふものは財政需要として見て、そしてその財源を確保するのは当然です、それができなかった場合には、確保方法というものは別個に当然考えられるべきものだと思います。

○委員長(小林武治君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(小林武治君) 速記を始め

○鍋島直昭君 公務員課長でございますが、事務的に伺いたいと思ひます。なお、矢嶋委員のほうからもうすでに問題が出ておるので、その返し返しになるかもしれませんが、大ざっぱに申し上げますから、簡単に明瞭にひとつわかりやすくお答え願ひたい。

この第一点は、すでに問題であります。今度のこの法案によつて、一応全国一律になつて、国家公務員に準ずる共済組合法が施行されるということになる。ところが、現実には地方団体の中で非常に条件のよいところ、すなわちそれを獲得しておるところがあり、あるいは自治体によつては、極端にいいところもあり、悪いところもある。悪いところは上がるわけですから、その点はいいとしても、既得権をすでに持つておる団体が、あるいは市、県その他にもあるわけです。たとえば掛金率にしても、先ほど矢嶋委

員の言われたように、無拠出のところもあり、あるいは二のところがある、あるいは一のところがある、そういうようなもの、を全国にならうというふうなことになるので、こりういふ点で、その既得権の問題をどういふふうに、自治省が実際の運営の面においてすでに既得権を持つた組合そのものが満足して納得していくような方法をお持ちになつておるかどうかが、具体的にひとつ納得できるようなことを御説明願ひたいというのが第一点であります。それに付随して、どうして国家公務員に準ずるものを施行しなければならぬ、その国家公務員に準ずるものを施行する理由がどうあるか。さらに、国家公務員の場合は国が一〇％持つておる。地方は地方公共団体に持たしておる。これは蒸し返された問題ですが、これは残念ながら、国の財政あるいは大蔵省の態度によつて、公共団体に持たせられてしまつておる。自治省としては不本意なことはわかりますけれども、今後において、やはり自治省の態度としては、終始一貫この地方の共済組合としてのあり方から見て、一〇％の国庫補助金というものが、要当であるという主張がもうすでに撤回されたのか、あるいは今後、それは内閣のきめることですから、こりういふことによって政府として統一されたものでしょうけれども、将来においてもまだその気持があるいは主張というものを正しいと考へておられるのかどうか、こりういふ点、ひとつ御説明を願ひたい。

○説明員(松浦功君) この法案を作成するにあたりまして、既得権の尊重ということには極力意を用いたつもりで

ございます。具体的に申し上げますならば、すでに適用を受けております有利な条件の退職年金制度にありますが人々につきましては、受給資格の要件につきまして、その期間の短縮をはかるといふ経過措置を設ける。あるいは、額については、有利な制度によって算定をいたしました額を保証する。あるいは、その制度におきまして、今問題になっております若年停止制度が行なわれておるような制度の場合には、その制度におきまして期間に相当する金額については、若年停止制度をそのままはめ込んでいくような特例規定を設ける。こういうようなことによりまして、すでに今までに既得権として獲得しておる部分については、全面的にこれを施行法の中に取り入れてくるように努力をいたしております。また、極端に条件のよい年金制度にありましたために、今度新しくできまする制度よりも条件がよかつたようなところにおつた方々もあるわけでございます。こういう方々については、特例的に、地方公共団体が条例をもって差額を支給することができるといふような配慮も加えておるわけでございます。

第二番目に、国家公務員の共済組合制度に準じた理由というお尋ねでございますが、地方公務員も国家公務員と同じ公務員でございますし、また、この制度におきまして、地方公務員同士の通算、あるいは国家公務員と地方公務員の通算ということもぜひ考へなければならぬということが前提になっておりますこと等の理由によりまして、国家公務員の共済制度とはずを合わせなければならぬという理由によりまして、国家公務員共済組合制度によりまして、国家公務員共済組合制度

に準ずることを建前とした次第でございます。もちろん、全面的に全く同じにしたわけではございません。ただいま申し上げましたように、国家公務員に例が見られないような事例につきましては、それぞれ地方公務員の特許性に応じた規定は設けておりますが、基本的な部分については、国家公務員の共済組合制度に準ずるといふ建前をとつたわけでございます。

第三番目に、自治省が予算要求に際しましてあれしておりました一〇%の国庫負担問題でございますが、この問題については、ただいま御指摘もございましたように、ことしはともかく制度を実施するために御承知のような格好で解決をいたしたわけでございます。明年度以降この問題をさらに問題とするのかというお尋ねでございますが、この問題については、将来の問題としてなお検討して参りたいというつもりでございます。

○鍋島直昭君 重ねて、少しくどういふことで、既得権の問題について。この共済組合法案について、現在賛否両論が分かれておるところは、そこじゃないかと思ひます。賛否両論の一つの根本の問題が、すなわち、将来組合員として御協力願わなければならぬ組合の中に、この組合法案に反対をせられておるといふ一つのポイントが、今の問題である。この問題がある程度解消すれば、先ほど矢嶋議員が指摘された女子職員の問題、あるいは掛金の全体的な問題といったようなこととなるでしょうが、一つの大きな問題は、今既得権の問題が、相当組合法案に対する、趣旨はわかるけれども反対したといった気持ちの中にある問題だと思ひます。したがって、くどいよ

うですけれども、もう一回お答え願ひたいのは、今のお答えによつて、それぞれ具体的に既得権を尊重していくというところになるわけでしょうが、十分ひとつ納得させる得る、しかも具体的にそれを条例によつて、こゝやればよいじゃないかというように説得し、納得させる得るような自治省が自信を持っておられるかどうか、この点ひとつ、この法案を通す以上——これは大臣からもしれません、公務員課長のお答えを承るの無理かもしれませんが、事務当局として、納得させる自信を持ってお臨みになっておられるかどうか、この点ひとつお願いいたします。

○加瀬完君 ちよつと今のに関連して。その問題ですね、具体的に、鍋島委員の提示のように、現在既得権を主張する方が新法になつて不利と主張する点はどこか。それから、課長の御説明にもつと内容を加えて、こういう点を主張しているのだけれども、この点はこういうふうにして救済できる、あるいはこのようにして既得権が確保できるといふ、具体的な例をあげて説明してくれませんか。そうでありませんと、どうもはつきりしません。

○説明員(松浦功君) 鍋島委員の御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、国家公務員との通算関係をはかつて、国、地方を通ずるツールの公務員退職年金制度を作るといふ前提に立ちますために、基本的な部分については国家公務員の共済組合制度に準じなければならぬ、そういう一つの大きな制約のもとにおきまして、われわれはいたしました。既得権の尊重につきましては、最大限の努力を払つたという気持は、偽りなく申し上げられるところでございます。した

がいまして、われわれはいたしました。は、現在のそういう条件のもとにおきましては、これをもって組合員の方々に御納得いただけるというつもりでございます。

それから、加瀬委員の御発言でございますが、具体的にこまかなものはいろいろあるかと思ひますが、一応問題になりますのは、先ほど申し上げましたように、受給資格、それから額の特例、それから若年停止、こういったところが大きな問題であらうかと思ひます。それにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、資格条件につきましては、十七年ルールの部分につきましては、国家公務員の場合と同じように、十一年以上在職した者は十七年、それから十一年から五年までの者は十八年、五年以下の在職でも十九年、こういうふうな期間を短縮する。さらに、十年というふうな退職年金条例の適用を受けておりました職員につきましては、その条例の在職期間一年を二年分というふうな計算をいたしまして、新法施行後の期間と合わせ二十二年になれば年金受給資格を与えらる。こういう国家公務員共済組合法にございませぬ計算式によりまして特例でございますが、これを認めまして、救済をして参るといふことを考えております。

さらに、額の問題につきましては、それぞれ適用を受けておりました新法施行前の期間に準じて、適用を受けておりますそれぞれの条例の期間によりまして算出した額を保証することを経過規定で規定をいたしております。若年停止の問題につきましては、将来に向かって若年停止制度というものを認めるというところは、この法律では

考えておらないわけでございます。けれども、新法施行前におきまして若年停止制度があります制度の適用を受けた者につきましては、すなわち、これが退職年金条例でございませぬれば五年以上、それから旧長期制度でございませぬれば、六年以上の在職期間を持つていらっしゃる者につきましては、その施行前の期間に準じます額の全額を対象といたしまして、それぞれ恩給法の若年停止に見合う部分の支給の停止のみにとどめて、停止されない部分の支給はいたすという、特例規定を設けておるわけでございます。

○鍋島直昭君 今度は小さな問題ですが、この法案の第三条で、組合の組織というものを、六つですか、非常にこまかに分けていくように法律で定められているのですが、これは何か特別な理由があつて定められたのか、その理由をひとつ伺ひたいと思ひます。

○説明員(松浦功君) 組合は、こういう共済制度でございます以上、やはり社会保険として保険数理に基づいてそれぞれ運営がなされるものでございまして、できるだけ単位が大きいほうがよろしいわけでございます。御承知のように、これまでいろいろと過去の事情がございまして、それらの過去の今までのいきさつ等をできるだけ乗り越えて大きくすることに努めましたのでございまして、結果的に各種の地方公共団体もございまして、さらに同じ団体の職員でございまして、職種が著しく違つておるといふような実情も考へまして、できるだけ多く統合するといふ方針をとりながらこの程度にまとめ上げたというのが実情でございます。

○鍋島直紹君 その点は了解いたしました。

次に一、二点ですが、この積立金の問題で一回他の場合に私何ったかと思いますが、これが法律となつて運営されていくと、相当の積立金が出てくる。その積立金の運用というものは、法律によると、まあ「地方公共団体の行政目的の」云々と、いろいろ理由の中に書いてありますが、この積立金の運用というものが、これは今後一番大きな問題として残ってくるんじゃないか。しかも、問題は、その管理監督をどういう形で行うかということも、たとえば大蔵省は——大蔵省の窓口を言っちゃ悪いんですが——全然、国庫補助も一文も出さぬという方針でありながら、そういう積立金の管理監督は厳重にやつていくというお考えがあるように承る。まあそういう管理監督権についてどういう方針であるか。現実にはここに多額の積立金があった場合、それをどういう形で流していくか、あるいは利用していくかということについて、自治省の御方針をひとつ承っておきたい。

○説明員(松浦功君) ただいま御指摘をいただきましたように、積立金は数年間の間に相当の金額に達することと思われまふ。積立金の運用につきましては、法律でそれぞれ規定を設けておりますが、ごく抽象的な方法で規定をいたしております。「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用」しろということを書いてあるわけでございます。あとは政令にゆだねておるわけでございます。具体的にどのようにならざるかと申しますと、現在のところでは、大蔵省のほうの資金運用部に預託をいたしますものは、地方公務員共済組合のうちに含まれております。国家公務員、それから警察職員共済組合に含まれております警察職員である国家公務員、それから義務教育の職員につきましても、一部でございますがそれを除きました部分は、すべて大蔵省の資金運用部に預託をいたさないことにいたしました。これは組合の自主運営にまかしていくという建前をとって参りたいと考えております。もちろん、自主運営と申しましても、こういう比較的大きな金額でもございまして、半ば公的な性格を帯びている金額でございまして、その運用方法につきましても、それぞれ長期資金、短期資金、組合員貸付、不動産投資というような資産構成の割合等につきましては、政令で一定の枠を設けまして、さらに「地方公共団体の行政目的の実現に資する」という法律の趣旨に従うために、ある程度地方債の購入に努めなければならぬというふうな運用方針もあわせて用いて参りたいと考えておるわけでございます。

○鍋島直紹君 わかりました。お昼も過ぎましたのでこれで終わりますが、これは大臣に伺うほうがいいかと思ひますが、地方財政の問題と施行の問題です。ただいま問題にいたしましたように、まあ一応今度政府で決定された——私もちょっと異なつた意見を持つておりますが、かりにここの十月から施行せられたとして、ここの来年ぐらひまでは、地方公共団体としての財政支出が他にまあ大きな影響を与えないでこの組合法によつて円満にゆけるとか、にしまして、将来を考えると、貧弱団体と、やはり市町村にしても、富裕団体

あり、富裕団体があります。都道府県、市町村は、しかも、富裕団体には交付税はない、そういうふうな長い目で見ていた場合においては、やはり相当市町村にあるいは都道府県にも負担がかかってくるんじゃないか。もう一つ、これはあまり表向きに言へばきつちやないかもしれないけれども、それぞれの市町村長あるいは都道府県知事等は、現在やはり自分の使っている職員団体に対しては、法律で定められ、政令で定められたほかに、それぞれ厚生施設的面とか、あるいはそのほかやはり組合との交渉なり、あるいは組合に対する思いやりなりで公費を多少使つておる。出しておる。現実に出さぬとは言ひながら出しておる。ところが、今度組合法が實際施行されていく場合において、地方財政が苦しくなってくるという、そういう従来の方法はみな切つちやうと、もう共済組合法ができたからまあいいじゃないかということ、いわば職員団体と市町村長、都道府県知事の間に、いろいろな問題が私は生じやしないかということをおそれるのであります。そのためには、地方財政そのものがある程度やはり安定した形において豊かになければならぬ。地方財政計画がそのとおり運営されるとは思ひませんが、やはり大きな地方財政の流れの中では、いいときもあれば苦しいときもあるし、いいときもあれば非常に貧弱な状態に苦しい。あんなに困難に遭遇する。しかも、一方において公共事業とか、そのほか単独事業とか、あるいは独自の事業をやつていかなければならぬ公共団体があるのです。その点にまあ市町村長にして

も知事にしても、非常に苦しい立場に立つのじやなからうか、したがって、ある意味から言ふと、組合法が通つて一応統一されて、まあ何とかいけるようになったというものの、非常に厄介な義務の財政支出の分を背負つたという形になる。したがって、そういう面において自治省が今後責任をもつて、まあこの法律が円満に行なわれながら、スムーズに地方の自主性を生かしながら、市町村長、知事の自主性を生かしながら、職員団体とも円満にゆけるように、私は自治省としてはよほどお考えになつていかなければならぬ。その義務と責任をなすといふべき、そういう御指導をなさつていくべき、指導の立場を強くお持ちにならなければならぬと、私はそういうふうに思ひます。この点、自治省として将来においても、まあ先ほど大蔵大臣の御答弁もあつたわけですが、そこまでお考えになつてやつていただけるかどうかということですが、私としては、ぜひそういう立場でこの組合法を育てていただきたい、施行後ですね。国会を通じて施行された後に育てていただきたいということを強く要望するわけですが、大臣の答弁があらうと思ひますが、大臣の答弁があらうと思ひますが、事務担当者からも公務員課長の立場、特に公務員課長は地方の実情を外へ出られて十分御存じのところもあると思ひますので、何かあればお答え願ひたい。

○説明員(松浦功君) ただいま御指摘をいただきましたとおり、私も非常に責任の大きいことを感じております。十分努力をいたすつもりであります。○矢嶋三義君 ちょっと資料を要求しておきたいのですが、公務員課長、先ほど鍋島並びに山本両委員から質疑をされた既得権擁護の点ですね、これは図解すれば一番わかると思ひますので、次のケースを圖にして、そうしてその算出の計算をわきに書いて、結果だけなくして、そういうものを出していただきたい。あまり手間はとらないと思ひますから、まず若干ケースをピックアップしますから、いずれも勤続年数三十五年と計算して下さいます。それで京都の場合、吏員並びに雇用人に分けて、この法施行後の現在の勤続年数が八年、十五年、二十五年の人が三十五年勤続した場合の現行法との関係。東京都、これが吏員、雇用人をそれぞれ分けて、現在の勤続年数が五年、十年、十五年、二十五年、これらの人がいづれも勤続三十五年でやめるとします。それからもう一つは、道府県、これを今と同じ条件を吏員、雇用人に分けて、現在の勤続年数はそれぞれ五、十年、十五年、二十五年の人が勤続年数三十五年として現行法と新法と比べた場合にどうなるか。最後に特例的なものですが、さつき言つたように、女子公務員の場合を圖表で見えるために、道府県の場合だけでいいのです。現在の勤続年数が十年、十五年、二十年とします。そして四十五才でやめる場合、それから五十才でやめる場合、そのケースについて若年停止、減額年金制度を含めて、新法と現行法となれば、これは大部分恩給法適用になつておると思ひます。二十五年なんというものは、要するに現行適用法との関係がわかるように圖表で示し、そのわきに算出結果を示した計算方式をつけ加えたものをこの次の委員会までに出していただきたい。

○説明員(松浦功君) ちよつとお尋ねがあるのですが、京都と申されましたのは京都市でございませうか。

○矢嶋三義君 京都市、これは市にいたします。

○説明員(松浦功君) それから東京都の職員には二種類あるわけでございますが、元の市の吏員でございませうか、都の吏員でございませうか。

○矢嶋三義君 都の吏員です。

○説明員(松浦功君) 都のほうでよろしゅうございませうか。何といひますか、都になります前に府と市とあった場合でございますが、府と市の両方にいたしませうか。

○矢嶋三義君 それじゃ両方にいたしませう。あまり手間とらぬからお願ひいたします。

○委員長(小林武治君) 午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(小林武治君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○山本伊三郎君 それじゃ五日に引き続き、地方公務員共済組合法についてひとつ質問したいと思ひます。時間があまりないようですが、この前の質問のときの確認をちよつとしておきたいと思ひます。

この前若干、資料がないということで、四つの団体からこの共済組合についていろいろと報告なり答申があったのですが、おのおのの報告なり答申の趣旨は、一番問題点になったのは、すでに明治時代から一世紀になんとな

する公務員の恩給制度から、社会保険的な共済制度に変えるという、それに相当、人事院報告なりあるいは社会保険制度審議会並びに地方制度調査会あたりからおのおの意見書が出ておること、は大臣御存じのとおりでございます。

最も早いやつはマイヤース報告も出ておりますが、これについて国家公務員共済組合がござるときにも、きょうは大蔵大臣も歸つてしまひましたが、そういう恩給制度から、言葉をかえて言ひますと、給付的な、給与的な性格から共済制度に変えるという、その踏み切つた自治省の考え方、そういう根本的な変革をしようという考え方は、おのおの四つの報告をいろいろ調べられたと思うのですが、どういふ趣旨で

国が、政府がそういう共済制度に変えたかという、それについてちよつとだけ聞いておきたいのです、あとの質問の都合がありますから。

○國務大臣(安井謙君) 恩給制度を共済組合制度に切りかえるということについて、それぞれの機関から報告が出てゐることは御指摘のとおりでございます。いずれもその趣旨は、従来一方的な、国の何といひますか、恵与といひますか、恵みといひますか、もつと古い觀念でいへば、天皇からのお手下さる式の恩給という觀念とはいささか変わつて参りまして、これはお互ひに機関同士が相互補助といひますか、相互保険といつたような觀念に立つて、一定の計算のもとに、老後を保障するといふ趣旨で、これは移り変わったものだ、また、われわれもそういう意味から、広い意味の社会保険制度、その中では、保険制度を主体にしたものといふふうに考へております。

○山本伊三郎君 その趣旨は、大臣が言われたような趣旨で大体いいと思うのですが、本法案の内容をいさゝきに検討すると、徹底しない点が多分にあるのです。一応相互救済的な制度だといつておられるけれども、何かそこに恩給的な性格を、ただ政府の勝手なものだけをそういう制度から、何といひますか、いささかはずれておられるところもあると思ひます。それは今後いづつを明らかにしますが、それで今確認したの

は、純然たる社会保険的な共済制度でこれは徹底してやるんだ、こういう趣旨には変わりないですね。その点だけ確認しておきたい。

○國務大臣(安井謙君) 仰せのとおりだらうと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃそれでいいです。そこで次に少し具体的な問題に入りたいと思ひますが、実はいろいろデータももらつておるのですが、いろいろ調べますと、なかなかこれによつてわれらが納得するようなデータがないのです。そして若干専門的なことですが、今言われた共済制度ということから今度は積立金方式、いわゆる掛金からいいますと平準保険料方式をとられた。その平準保険料方式をとられて、将来進歩上においてこのデータでは少しわれわれとしては疑問な点があるのです。その第一点は、一番根本になる、いわゆる掛金率を出す基本的な脱退残存表が、今出てゐるやつは地方共済と、それから公立学校のやつは出

てゐるのですが、ほかの市町村の場合のやつが出ておらないのですが、私のこの前の資料要求が若干徹底しなかつたかしらないのですが、それはどうしたのです。

○政府委員(佐久間彌君) 地方職員共済組合の關係の資料、この前御説明申し上げまして、それについての御要求でございまして、私も、私どもいたしまして、その關係のものを御提出申し上げたわけでございますが、それ以外

の市町村の關係の分につきましては、教職員共済組合關係のものほど精細な資料は正直のところ持ち合わせておりませんが、たとえば市町村職員共済組合がすでに数年前発行したてておりますし、それからまた町村恩給組合もずっと前から事業をやつておりますので、それらの關係のものにつきましては、若干古いかもしれませんが、ほぼ同様な資料を持つております。

○山本伊三郎君 おそらくそういう基本的な資料がなければ、その負担率といふものは出てこないはずなんです。實際僕は五日の日に言つたように、不親切であるか、その能力がないのかといふ失礼なことを言つたのですが、あののになぜ出さぬのですか、そういう資料を、こういう法律案を審議する前には、国家公務員の場合には、先ほど申し上げましたように、きわめて詳細な資料を出しておるのですよ。おそらくそれがなければ保険料率が出ない。それをただ、言へばいろいろものをぼちぼちと出してくるという、そういうこととで審議が延びてもわれわれの責任じゃないのです。どうですか、なぜ出さぬのです。

○政府委員(佐久間彌君) いろいろ事務的に行き届きませんで御迷惑をおかけいたしました点はまことに恐縮に存じますが、ただいま御指摘の市町村の關係のものも次回出すようにいたしましたと思ひます。

○山本伊三郎君 現在何ですか、元本はあるんですね。

○政府委員(佐久間彌君) ございませう。

○山本伊三郎君 あるなら、時間的にいつても、これは出しておかれたほうがいいと思ひます。というのね、けさこれをもらつて、そしてこれをわれわれが今数字を見て質問するといふことは非常にむずかしいんですよ、保険数字は簡単にないですからね。したがつて、われわれの立場からだと、一日、二日前にもらつてもなかなか調査できないやつを、今度の會議までに出すといつても、私はそれを見い見い質問しなくちやならぬ。そういうことじやいかぬから、直ちに準備してもらひたい。その点どうです。

○政府委員(佐久間彌君) 直ちにとおっしゃいますけれども、今すぐこへ御提出するわけには参りませんので、次回までお待ちをいただきたいと思います。

それからなお市町村の關係のものにつきましては、府県のものほど精細な資料ではないといふことを申し上げましたが、と申します一つは、市町村職員共済組合と、町村恩給組合とは今度合併いたしました、新しい市町村職員共済組合になるわけでございますが、私も持つております資料は、その合併前の市町村職員共済組合を作り出すときのもの、それから町村恩給組合のその後の状況を見ての資料でござい

ますので、その点御了承をいただきたいと思います。

○山本伊三郎君 局長は十分御存じないからそれ以上追及しませんがね。市町村職員共済組合とか、そういうものがないから、脱退残存表といふものを

作れないということじゃないのですよ。国家公務員の場合は、あらゆる方面から、勤続年数の一年の人、二年の人、三年の人というのを拾って、その一年ごとにやめる人をずっと調べて悉皆調査で出しておるのですよ。そういうことは市町村職員共済組合ができて何とか、合併とか何とかいう、そういうことではないんです。要するに保険料率といいますが、掛金率をきめるための基礎資料はそれがなかったらだめなんです。で、今出されておるこの地方共済からの資料でも、あなたは今詳細なと言われるが、こんなもの詳細じゃないですよ。もっと詳しいものを出してもらわなくちゃいかぬのが、一応われわれは粗雑なものでもあるからこれで審議をしようというのです。だから、そのあるなしにかかわらず、一ぺんにあるデータを一つ出してもらいたい。それがなければ保険料率はきまらぬ。専門家の方もおられると思いますが、そうじゃないですか。脱退残存表がなくて百分の四・四というのきめられますか、それは技術者として。

○説明員(堀込惣次郎君) 私、数理のほうを担当しております堀込でございます。ただいまお話のございました市町村の関係でございます。これは実は新制度についての現実の調査をいたしてございせん。先生のおっしゃるとおり、府県につきましては、これは実態調査いたしました。現在者については十分の一の調査でございますが、前歴を全部洗いまして、現実に現在者についての十分の一と、死亡、退職については三年間の――三十年から三十二年、三年間の全数調査をいたしまして、その結果出した残存表がお手元に差し上げてございます資料でございます。

○山本伊三郎君 市町村のやつは、これやっていないというところは明らかにあったのですがね。これはもう重要な問題ですから、質問はあとで続けますが、これだけは一つはつきり教えてもらいたい。それで、ないのは今度は事実ですから、ないものは出せない。いろいろとあとから出すと言われても出せない。それで質問続けますが、そこで、三十年から三十二年の三カ年の実績、これは退職、死亡者の悉皆調査ですね。そうですね。

○説明員(堀込惣次郎君) さようでございませう。

○山本伊三郎君 それから実態調査は三十二年度末現在者の十分の一の抽出方法でやられたのですか。

○説明員(堀込惣次郎君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 この抽出方法、これも一つの統計学上からいって正しい、誤差はあまりないようですが、都道府県の職員の場合には、非常に職務の内容もいろいろたくさんあるのです。階級別によってもありますし、また職種別によってもたくさんあるのです。保健所もあれば、あるいは土木関係の方もおるし、いろいろ実態が違ふ。その職種によつてやはり脱退とか退職とか、あるいは廃業とか、そういうものが違つてくると思うのです。したがって、その抽出方法というのはどういう方法で調査されたか、ちよつと簡単に。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの抽出方法でございますが、これは都道府県に番号をつけまして、たとえば北海道が一、青森が二というように番号

をずっとつけまして、一の県につきましては、その職員の人事記録に個人別の通し番号をつけまして、一のところの県からは一、十一、二十一という番号の者について調査をする。二の県につきましては、二のついた職員について調査をする、こういうことにいたしました。

○山本伊三郎君 そうすると、それは抽出されたグループ別になると十幾つですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 府県は一本でございますから、一つのグループで計算しております。

○山本伊三郎君 いや、その場合に、僕の言うのは、職種別で脱退率というか、退職率というか、そういうものは私は違ふと思うが、あなたは都道府県は一括して調査して、北海道は一なら北海道は二、その他は二なら二、こういうことでやっておられるのですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 最後の結果として掛金率は職種別にきめるという前提になっておりませんので、一本できめるという前提で計算してございませう。調査も、したがっていまして職種別にはいたしませんで、通し番号で調査をいたしました。

○山本伊三郎君 そのやられた方法についてのカードとか、そういうものはないので、信憑性は、十分の一で誤差はあまりないということを一応は認めておきますが、時間があれば国家公務員のように悉皆調査で実態調査されたほうがよかつたと思うのですが、その点どうですか、専門家として。

○説明員(堀込惣次郎君) おっしゃるのとおりと思いますが、何分前歴を全部拾い出さなければなりませんのでたい

へんな手数がかかるものですから、府県は手一ぱいで現状やっておるような次第でございますので、なるべくあまり重荷をかけないようにという配慮をしたものですから、現在者についての十分の一、こういう調査をいたしたわけでございます。

○山本伊三郎君 そこに大きい問題があるのです。なるほど手数はかかりませんが。あなた一人でやっておるといふことを聞いたのですが、無理ですよ。まあ補助者はおつたと思いますが、しかし、あなたが御存じのように、その残存表自体が保険料率、それから退職年金でも退職一時金でも、これの財源率にすぐ響いてくることでしょ。それほど重要な調査というか、統計が、手数がかかるから省いたと。全部調べても都道府県の場合は二十八万ほどだと思ふのです。国家公務員は四十六万です。まあ地域的に散在しておるけれども、私は調べようと思ふば相当年月があつたのですから調べられたと思うのですが、その点は、調べないということに対しては、私は一つの大きい不満があるが、これはこれで置いておきましょ。それからこの基本的なデータであるものが昭和三十年から三十二年の三年間の死亡、退職を調査されたものですね。今日、昭和三十七年だから――国家公務員の場合は、昭和十九年から三十二年まで、同じ最後の年までやつておるのですが、国家公務員の場合は、三十三年に御存じのように法律案を国会に提出するということが、ぎりぎり一ぱいまで年度がきておるのです。地方公務員の場合は、これは三十七年だから少なくとも三十五年までの死亡、脱退のデータがついておつても私はできると思うのですが、

その点どうですか。これは本人よりもこれを指揮監督した局長、課長、どう思ひますか。

○説明員(松浦功君) なるべく新しいデータでやらなければならぬことは、ただいま御指摘のとおりでございます。実際問題といたしまして、三十五年にこの法案を提案する予定で、その作業をいたしました。その後、いろいろの事務に追われまして、遺憾ながらその作業を新しくやりかえすといういとまがなかったということでございます。

○山本伊三郎君 これは新しくやりかえすんじゃないんです。三十年から三十二年までのデータは、それでそのまま使つていいんです。それに加えて三十三、三十四、三十五、三年間を加えると、最も正確な数字が出てくるんです。脱退率を、何も一年、二年のやつをきめるのじゃない。今後四十年、四十五年の脱退率を、推定数を出してやるのだから、長ければ長いほど正確な数字が出てくる。それを仕事に忙しいから出せなかつたといつて、これは保険料率に影響してくるのです。それを百分の四・四が正しいからこれだけ出しなさい、こう言つてだれが出しますか。基礎的統計数字というものがそれほど正確に統計をとつておらないとなれば、そこにわれわれ不満を感じます。われわれはこれに対する若干、反対という言葉はまだ使ひませんけれども、これに納得できないというのは、そういう基本的な問題があるのです。そういうものが十分やられずこの法案を、さあさあ早く国会で審議しない、早く通して下さいといつても、それはちよつと無理ですよ。この点についてどうですか。

○政府委員(佐久間重君) 御指摘のとおりでございますが、公務員課長からお答えいたしましたような実情でございますので、ひとつ御理解をいただきますと存じます。

○山本伊三郎君 何だか私こまかいことをほじくっているように聞こえるかもしれませんが、この法律案としては、国家公務員共済組合のみならず、国民年金法にいたしましても、こういう年金制に関する基本的なこれは問題です。国民年金の問題についても、これは社労の關係でしたが、あまりこれは国会で討議されずに、三十五才までは百円、以上は百五十円というように、推定額で、あるいは四十一年掛金して年額四万二千円ですか、あるいはものをきめているのです。とにかくそういう基本的なものを討議せず、何だか条文さえ考えておればいいというものではない。それから資料を十分出さずに、それは悪かったといつて、それで済むものじゃないのです。しかし、それはそれとして、もう少し信頼性を確かめるために、この脱退残存表の補正は、どういう方式を使われましたか、これは専門的ですから。

○説明員(堀込惣次郎君) 地方公務員共済組合の残存表の脱退率の補正でございます。これは三つに分けて、最小自乗法を使っております。その最小自乗法といいますが、カーブの当てはめ方がございまして、最初の二つの区分につきましては、二十一年式、二次放物線でございます。在職二十年以上の分は双曲線のカーブを当てはめております。

○山本伊三郎君 最小自乗法で四十年もあるいはもっと前の線が出ますか。国家公務員の場合はグレイビル方式をとって、五項式をとってやっているのですが、最小自乗法でそういう線が正確に出ますか。私はしろうとですが、もう一べん聞いておきます。

○説明員(堀込惣次郎君) 最小自乗法で、実績のないところは出ませんけれども、推定になりますけれども、実績がありましますところは、一番誤差が少ない線を求めるのが最小自乗法のメソッドでございます。グレイビルの補正の方法も、やはり考え方は最小自乗法の原理を使つて方程式を出したものが、その補正式でございますから、補正力の大小はございまして、最小自乗法だから出ないというものではございません。

○山本伊三郎君 そこで、データがあればわかるんですよ。したがって、三十年から三十二年の、これは補正された表だけこへ出しているのです。だから、国家公務員の場合は二十九、三十、三十一、三十二という実績表があるのです。それを出されると、こういう質問をしたくないのです。それがないものだから一応どういふ補正をしたかということになるのです。そういう点であなたのほうが一応切だと言ふのです。しかも、これは組合員の掛金を取るという基礎なんです。それから、そういう点が、私は非常に落度と習わなければならない、不親切であると、こういう点なんです。そういうやつもあとからひとつ、実績表といふか、三年間のやつを一べん出して下さい。いいですね。

○政府委員(佐久間重君) 御提出いたします。

○山本伊三郎君 はなはだ専門的になつて相済みぬですが、国家公務員のやつと比較すると、疑いを持ったところ、五項式をとってやっているのが、地方共済で調べられた、今そういうデータで調べられたものと比較すると脱退率が非常に低いのです。私は都道府県の職員と国家公務員を考へて、そう変わらないと、こう見ているのです。国家公務員の場合に、私の当時大蔵省の給与課長ですが、いろいろとやつたのですが、ちやうど国家公務員は昭和二十九年から三十二年の四年間とつておるのですが、その当時この社会情勢を見ましても、非常にこの脱退率の少ない時ですね。安定性があつたというか、そういう時なんです。しかし、地方公務員の場合は、私の経験からいって、三十三年ごろから三十四年にかけて、非常にこれは自治省にも責任があります。各地方で勧告退職というところで相当多くやめるような状態の出たこと、私はこれは一応これと関係はないけれども、頭に浮かべておるのです。そうすると、三十三年以降には相当私は脱退率に影響がある数字が出てくると思つておるのですが、その点についての、これは勘ですが、間違いないのだと、これで大体なめらかな線が出ておると言えますかどうか、この点ちよつと聞いておきたい。

○説明員(松浦功君) ただいまのお話でございますが、実績調査をいたしました結果から補正したものでございまして、特別にそこに考慮は加えてございませぬ。その点を御了承願ひいたします。

○山本伊三郎君 あなたじゃないですよ。それは、今言っているのは、この数字、三十二年まではこれは一応われわれ認めるか認めないかは別として、いいですが、その後非常に都道府県ではそういう勧告なんかでやめさすということが多く出てきた時だから、やはり三十二年以前と三十二年以降とは相当私は脱退率が変わるのじゃないかという、この点をひとつ言つておるのです。それは専門家じゃないに。

○説明員(松浦功君) 御指摘のように、勧告退職等の問題もあつたことは事実でございますが、それによつて、この傾向が積み重ねた場合に直ちに変わつてくるほどのものであつたとは判断をいたしておりません。

○委員長(小林武治君) ちよつと速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記始めて。

○山本伊三郎君 課長は、今あなたそういう答弁しますが、それは何の根拠で言えるのですか。そういうデータ出さぬで変わつてないという、そういう思惑のようなことを言えないでしやう。データがあつて変わらないうというならいいけれども、そんな大きく変わらないうというのを何根拠に言われるのですか。

○説明員(松浦功君) 全体の職員の移動状況等をもとにいたしましての推測でございます。

○山本伊三郎君 それじゃ今申しました、あなた言つた全体の移動の状態、ひとつ資料を出して下さい、いいですね。

○説明員(松浦功君) 全体の推定をいたしまして、それに基づいての判断でございます。個々の団体の移動状況等をいろいろ聞いておりますものから判断をいたしまして、そう大きな影響はないだろうという推定を下しておるわけでございます。

○山本伊三郎君 あなたがそういうことを言うけれども、全体の数、都道府県の職員二十八万、それが二十八万五千とふえていって、その総数が動かぬからと、そういうんじゃないんです。出入りが問題なんです。総数は問題じゃないんです。昭和三十三年前後までは新規採用というものは非常に入れられない事情が各方面にあつたんです。ところが、だんだんとそういう勧告によつて整理をして新しく入れてくるという現象が三十二年、三年ころからずつと出てきたんですよ。それが脱退率に響くというのを私は懸念しているのだが、それがあまり動かないと言ふんだから、最初からデータを出しておつたらそんな質問をする必要がないんです。

○説明員(松浦功君) 三十年——三十二年の実態調査に基づいておるわけでございますが、二十九年に再建法が制定をされました、やはり相当の退職勧告も行なわれたことも事実でございます。そういう全体の情勢を勘案して推定をいたしているわけでございます。出入りの詳細の資料は持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○山本伊三郎君 それじゃそれはまたあとで出して下さい。そういうことを言つておると時間がたつから、とにかくデータがあまり十分でないというところは言えるんですが、そこで文部大臣の見えたら、文部大臣にはそう詳しいことはわからぬと思ひますが、この公立学校のデータは、これは自治省でとられたんですか、文部省ですか。

○政府委員(杉江清君) 文部省で作成いたしました。

○山本伊三郎君 それは何年から何年までですか。

○政府委員(杉江清君) 説明員に答弁さしていただきたいと思ひます。

○説明員(進藤聖太郎君) お答えします。三十二年の十月一日から三十三年の九月三十日までの脱退者の人員、それから三十三年九月三十日現在の現存者の抽出でございます。これをものとしまして作り直したデータでございます。

○山本伊三郎君 大体都道府県の職員と同じ形ですね。

○説明員(進藤聖太郎君) さようでございます。

○山本伊三郎君 公立学校の場合に、都道府県と違って、もっと単純な職種ですかね。なぜ三十四年、三十五年というのはとれていないんですか。あるんですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 現在のやつは、その後継続しまして調査をしておりました。資料そのものは三十六年度分までございます。実際にデータにまとめた検討中のものが三十五年度まであります。

○山本伊三郎君 三十五年度までのやつはあるんですか。

○説明員(進藤聖太郎君) 今資料を整備中でございます。

○山本伊三郎君 次の委員会まで出せますか。

○説明員(進藤聖太郎君) 相当膨大な内容になっておりますので、間に合いかねるのではないかとと思ひております。

○山本伊三郎君 大体数字の集約はされてるんでしょう。

○説明員(進藤聖太郎君) さようでございます。

○山本伊三郎君 それなら出せるはずですがね。どうも私が見た感じでは、データなくしては、これは言えないんです。わかれわかれとしてはどうも脱退率について、残存率について信頼性が疑わざるを得ないのです。まあ学校の教員ですから、若干一般職とは事情が違ふというところはわかります。わかるが、どうもその点が手心を加えておるというわけじゃない、ないけれども、今後四十年度の将来を展望した推定数を出すには、あまりにも短期間のデータでは危険だと思ひます。実は精細にとる必要があると思ひます。この点どうですか、出せるのでしょうか。数さえわかればいいのですから、ほかのやつは要らぬのですから……。

○説明員(清水成之君) ただいまの点でございますが、一生懸命徹夜作業でもいたしましてできるだけまとめるように努力いたします。

○加瀬完君 ちょっと関連。これは自治省と文部省両方に開きますが、脱退残存数が、たとえば二十九年度を押えまして、公立学校の教職員のほうに残存数が高いですね。これを正確だと自治省では御認定になりますか。なぜかといひますと、この前の定年法が出たときの自治省提出の資料では、一応五十才、五十才と押えますと、五十才で一般公務員の残存数のほうがはるかに高くて、教職員の残存数が非常に低かった。五十五才なんかになりますと、もう全然学校の教職員といひますか、は、非常に率が低くて町村なんか非常に高かった。国家公務員はあのときは、定年法の対象外だった。それが結局一応五十五才と押えろと、五十五才をこえる該当者の率が非常に低いといふことだったか、それよりもはるかに

公立学校の職員は低かった、そういう私どもは資料をいただいた記憶があるのです。これで見ますと、今私が言つたように学校のほうが高いのです。残存率が、どうもちょっとふに落ちないという感じがしますけれども、この資料を抽出調査、どこを抽出したかわかりませんけれども、東京都あたりを抽出すれば違つてきますからね。それはどこを抽出したかの説明をいたしたくとも、どうもおかしいと思ひますので、けれども、自治省どうですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 抽出調査につきましては、ただいま申し上げましたように、全県に番号をつけまして、その職員の十分の一の調査をいたしておりますから、片寄った調査ではないと考えております。

○加瀬完君 あなたのほうはわかつておりますか。文部省、どうです。

○説明員(進藤聖太郎君) 公立学校につきまして、自治省と同様組合員証番号が一連になつてございまして、その末尾の番号がたとえば七なら七といふものにつぎまして全員の調査をしております。したがひまして、自治省と本質的には変わつてございせん。

○加瀬完君 昭和三十一年に出されたときの資料と、この資料とははるかに違ひます。そのときには一般公務員のほうが残存率が非常に高かつた、勤続年数が累積すれば累積するほど、今度はこれで見ると、教職員のほうが残存数が高いのです。これは三十二年、三十三年ですか、この資料は。

○説明員(進藤聖太郎君) さようでございませう。

○加瀬完君 一年違ひでそんなに急激に数値が変わつてくるというのはどうもふに落ちないのです。

○説明員(進藤聖太郎君) 私どもの今の共済組合の保険数理担当者の間では、教員の場合には、とにかく要するに高年令者と申しますか、五十五才未満でもつくわけでございますが、勤続年数二十年以上のものの残存者が非常に多いというのが常識になつてございませう。ただいま申しておられます五十五才あるいは高年令者の人数は、教員が多い少ないというより問題は、ちつと私ども資料といひますか、そういう知識持ち合わせてございませうですが、まあ全体としまして六・三制ができました当時、非常に教員の採用数が多つたと思ひます。したがひまして、現在の段階では勤続十五年程度の教員が非常に多くて、新規採用者、最近の年若い人とそれから年とつた先生方が非常に少ないというふうな結果になつてございませうが、脱退残存の率と申しますのは、現在者に対してどれだけのパーセンテージの人間がやめておるかという表でございまして、必ずしも現在の年令別の構成といふものがそのまま脱退残存表に現れておるというより性質のものではないのかといふ点、その点の違いではないかといふふうに現在のところは感じておるわけでございます。

○加瀬完君 関連ですから、これ一問で終わりますが、たとえば、ある県では、再建団体なんか当面した場合、女子職員は四十五才から定年制をひこうという議論が起つたくらい、特に教職員の女子関係では五十才以上で勤務しておる者といふのはまれですよ。四十五才くらいになりましたら、ほとんどやめさせられたりやめたりしておりますよ。一般公務員では、これは四十五才になつても、まあ特別の事情が

ある場合は別ですけども、やめさせられるという現象は非常に少ないと思ひます。ですから、たとえば市町村の吏員とそれから市町村の教員と比べると、年令層は若い者はたくさん市町村吏員の中にいるかも知れませんが、高年令のほうの者の退職率といふものを見れば、教員のほうがはるかに退職率が高いです。しかし、この表で見るとそれが現れておらないから、どうもこの前の表と比べ合わせてもおかしいと思ひます。しかし、これは私どもの確にそうでないという資料を今持つておりませうので、一応もう少し厳密な検討をしていただきたいと思ひます。昭和三十一年度の定年制が問題になつたときに出した資料がありまして、自治省のその資料と突き合わせると、これが正しいと言ひのならば、あのときの資料が間違つておる。あのときの資料が正しいと言ひのならば今の調査にどれか抜けておるところがあると思ひます。そのときあらためて、資料の検討の結果を御報告いただきまして質問を続けますので、一応きようは保留いたします。

○山本伊三郎君 それでは一応文部省のやつは、そういう資料があれば出してもらふということ、警察の関係は出ておらないのですがね、これはどういふわけですか。

○説明員(前田利明君) 警察庁の厚生課長でございませう。警察の関係につきましては、材料は国家公務員の場合に調査したものと同一材料でございまして、目下印刷に回しておると思ひます。明日あたりに刷り上がると思ひます。その後で提出したいと思ひます。

○山本伊三郎君 今国家公務員と言われたが、国家公務員の場合に出されておるデータは私は持つておるのです。これは警察官が国家公務員の身分に属する人のデータですね。

○説明員(前田利明君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 今言つておるのは、地方公務員に属する警察職員のやつですが、それも今やつておるのですか。

○説明員(前田利明君) その分につきましては、三十四年に全体の調査をいたしましたのでありますが、何分数理専門家もおられませんが、遺憾ながらただいまのところ集計ができておりません。できるだけ早く集計をいたしたいと思つております。

○山本伊三郎君 それではこれは公安担当の省は自治省ですが、自治省はその警察のやつの法案を一緒に出しておるが、これはどういふ関係になるのですか。

○説明員(松浦功君) 御承知のように警察官につきましては、国家公務員たる警察官については、すでに国家公務員共済組合法が適用になっております。したがって、長期給付の適用もございまして、現在千分の四十五という掛金率で現実に施行されておるわけでございます。警察官は、国家公務員であらうとも、地方公務員であらうとも同じ職種でございますし、それらのものについての傾向も、国家公務員共済組合のときに実態調査をいたしましたものと変わりはあまりないのじゃないかという前提で物事を考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 それは、しろうとにそう言われるのなら別として、それはおかしいですよ。おかしいというより

も、だから私最初言つたでしよう、恩給的、給付的な性格から純然たる共済制度、いわゆる平準保険方式に変えるのかと言つたら、そうです。とも、しらすするならば、警察官といえども、やはりこの平準保険方式による計算で国家公務員の本人は百分の四・七、地方公共団体は百分の五・九といふこの保険料率を出されたのでしようか。その出された資料というものがなくして、これはどうして出されたのですか。

○説明員(松浦功君) 百分の四・七、百分の五・九というのは、現在の国共法の適用になっております国家公務員たる警察補以下の警察官に適用されておる率でございます。調査を地方警察官について全部いたしてはおりませんが、国家公務員たる警察官については、そのような計算をやっております。

○山本伊三郎君 ああ、あなたはさう言ひけれども、国家公務員に属するいわゆるこの財源率の計算でね、千分の二・五違うのですよね。それを地方公務員たる警察官に当てはめてこれが出されたという基礎があるでしょう。この財源率のトータルが、合計あなたのほうのやつは千分の一〇・七、それから国家公務員に属するやつは千分の一〇・五です。だから、そういう基礎を出したものがあつたはずなんです。全く同じといふことであれば、私はこれはどこからとつてきたのだ、そこにも問題があるのですよ。そうじゃない別のやつが出てくるのです。その点の数字の食い違いはどうなんですか。

○説明員(前田利明君) 御指摘のとおり、多少数字の食い違いがあるのでありますが、それは一時金の関係で加算

を多少いたしました。加算いたしましたものと申しますのは、昨年の十一月一日から法の改正がありまして、従来、最低一時金の受給資格年限が三年でありましたのが、一年に引き下げになりました。それでそれを換算いたしましたので、多少の加算をいたしましたので、そういうような結果になっております。

○加瀬完君 ちょっと関連。あのね、国家公務員に属する警察官と地方公務員に属する警察官でね、あまり違わないう警察官のほうのお答えもそうですし、自治省のほうもさういふお答えだつた。年令層が全然違うでしょう。国家公務員に属する警察官と地方公務員に属する警察官では年令構成にうんと違いがありますよ。これは当然でしょう。たとえば地方で国家公務員に属している警察官を見てもらふなら、これは皆役づきといふか、もう警視正とかさういふ役づきのほうで、年令層だつてずっと上ですよ。しかし一方、地方公務員の警察官というのは、これは駐在巡査の古いようなものもいますけれども、うんと若い年令層もパーセントの上では占めておるんですね、大きな場というものを。それと国家公務員の警察官というものを大體年令層その他の構成が同じだといふような前提のもとに計算をしていって、これは計算上出てこないじゃないですか。

○説明員(松浦功君) 警察官につきましても、二つの分類をしなければならぬわけでございます。警部以上のいわゆる幹部はこれは一般職員と同じ扱いの部分となっております。警部補以下が、今山本委員から御指摘がござ

いました四七、五九という特殊の率を使つておるわけでございますが、これは国家公務員たる皇宮警察の職員、それから管区におります警部補以下の職員、こゝにいたつたものによつておりますので、若干の相違はあると思ひますけれども、あまり大きな開きはないのではないかと推定をいたしておるわけでありまして。

○加瀬完君 ないかあるかといふのは、もう少し綿密な実態調査をやらなければ出てこないじゃないですか。年令層をいへば、たとえば満二十一才から五十才といふことになるかも知れませんが、その年令層に属する構成人員といふのは、国家公務員の警察官と地方公務員の警察官では非常に開きがありますから、これは同一といふことにはならないわけですよ。どうもさつきのお話を聞いてみると、十ばかりに都道府県の公務員あたりを押えて、これを基準にあつた推量で積算が行なわれているように思われなう。警察官は市の構成員と町村の構成員の場合と違いますよ、年令層が、教職員でも高等学校と小中学校でまた違つてきますよ。そういう綿密な調査といふものをやらなければ、ほんとうの基礎数字が固まつてこないじゃないですか。これがどうも国家公務員のほうが一応基準ができていながら、それを押えてそれに右に習えという形で、ほんとうの積み上げた下からの計算といふものがないように思われるのですが、大丈夫ですか、その点。

○説明員(松浦功君) 御指摘のとおり基礎計算という点においては、非常に不十分であることは率直に認められているわけでありまして。しかし、先ほ

ど来申し上げておりますように、職種の同一性というよりなことから考へて、大體においてさういふ格好になるかと推定をしており、また法律の趣旨にのっとりまして、法施行後は直ちに調査をいたしまして、五年ごとに数字の計算をし直すといふことを忠実にやつて参るつもりでございます。

○委員(小林武治君) ちょっと申し上げますが、大臣二人とも来ておりますから、なるべく大臣に質問を……

○山本伊三郎君 大臣は、答えてもらいたくても答へられない。しかし、大臣に聞いてもらふなければならぬ、基本的な問題だから。大臣がものを言わないから大臣は必要ないと思つてもらつては困る。その点は委員長は氣にかけないでもいいと思ひます。続けませんが、實際さういふ問題が理解されてないから、専門家にまかしたまま国会に出されているのですよ。これが即先ほど聞いておればわかる通り、財源率にみな影響がある。財源率が変わつてくると、本人はむしろ影響があるけれども、これは地方公共団体が負担するやつが多くなつておるのです、国家公務員も。この額で都道府県なり市町村が負担するようになっておる。これはさつきちよつと触れておいたけれども、こゝにいろいろ影響のある問題をしかも調査されてない。皆さんにわかるように聞きますが、専門家に聞くと、財源率がかかりに——これはちよつと余談になりますが、財源率が一％かりに狂つた場合には、四十五年後にこの俸給指数を使つて複利計算して幾ら違ふか、それを計算してみて下さい。一％ですよ。それが四十五年の後今の俸給指数で何億圓違ふか。

○説明員(松浦功君) 大体千分の一違います、今の見込みでは、当初の年度において五億六千万円違いますが、ちよつと複利のほうの計算をいたします。

○山本伊三郎君 一年で五億違いますが、これは四十五年だから、ちよつと数え切れぬほどの金になります、まあそれはちよつと勘定しておいて下さい、時間が惜しいから。

それじゃ次に、もういよいよ本論に入っていきますから、もうしばらくしんばうして下さい。国家公務員の初任年令が二十五才にしておるのですが、地方公務員は二十二才にしておるが、これも若干私は保険数理の計算に影響すると思うのですが、これはどうですか。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの初任年令でございますが、新採用者の統計をとりまして、算術平均が二十四才だったと思います。ところが、高年令の採用者が非常にたくさん入って来ますので、それを将来の形として、全体の算術平均ではどうかという感じがいたしまして、一番度数の多いところの二十二才を採用年令と、こゝろ見たわけでございます。これは、見方はいろいろあると思いますけれども、一応の計算は、一番年令分布の多い、頻度の多いところを基準年令というようにとったわけでありまして、この辺は国のほうとはちよつと違ふと思います。国のほうは算術平均をとっております。

○山本伊三郎君 これは二十二才にして、二十五才にして、そんな大きい開きが財源率にないかわからないが、やはり計数には影響してくると思うのです。それで都道府県、この地方公務

員の場合は、中年から入る人が相当多いのです、国家公務員よりも。だから、初任年令を国家公務員より低くするといふ、算術平均をとらないといふ、頻度の多いところをとったと言われま

すが、この点がちよつと私はまだ納得できないのですがね。同じような状態であれば、二十五才をとっておいでもよかつたんじゃないですか、別に国家公務員とそういう基礎数を変えなくて

も、何か特殊な事情があつたのですか。どちらでもそう大きい変りはないと思うのですが、その点どうですか。

○説明員(堀込惣次郎君) 別に特殊な事情を考慮したわけではございませんで、ただ、統計を見たところ、高年令の新採用者というものが非常に多いもので、その点を考慮しただけのことでございます。これは、な

お将来、関係のほうとも十分検討し、相談してみたいと思っております。

○山本伊三郎君 そんなんです、私言いたいの。地方公務員の場合、高年令から入る人が多いのです。これは職場の特殊性によるのです。したがって、高年令から入ると、二十年

という、こういう資格取得の期間がある、年金がついてやめる人が非常に頻度が少なくなるのです。したがって、初任年令といふものは、私は若干影響すると思うのですが、これは実は、あなたのほうからもちつていないから、計算はできないのですが、支出

現価のほうに影響ないですか、初任年令で、それだけ聞いておきます。

○説明員(堀込惣次郎君) 支出現価に影響がございます。二十四才ぐらいにいたしますと、年金のつく到達年令がそれにちよつと少しくなるわけござ

います。そうして、結局、一番財源のよけいにかかるところは五十五才前後ということになりまして、その辺に集中しますと、全体が高くなるということになりますので、初任年令のとり

方によつて、全体の財源率への影響はございます。

○山本伊三郎君 やはり、そういうことで、いろいろと関連があるのだが、私は、国家公務員のやつでやるんだという基本方針があれば、別に大きい差しきわりがなければ、そういう点を一致させておいて、一致させぬでい

いと、一致させておいて、一致させぬでい

と、一致させておいて、一致させぬでい

と、一致させておいて、一致させぬでい

と、一致させておいて、一致させぬでい

いまして、遺族の年金現価も違つておりますので、その観点の違いだと思ひます。詳細比較して見ておりませんけれども、その関係はなからうかと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ、具体的に入っていきますが、この財源率をみなトータルすると、数字はこういうこと

で合つておるのですが、自治省としては、これは大臣に聞きたい。文部大臣にも聞きたいのですが、いろいろ地方公務員なり国家公務員として特異性がある。わが党としてはいろいろ要求書

も出してありますが、とにかく、二十年という資格取得期間については、問題のあるところとは御承知のとおりで

すが、警察の場合は十五年にしておるのですが、特に公立学校のほうでは、相当この法律自体には問題があるけれども、資格取得期間が二十年では困

る。しかも、若年停止も廃止されておる。こういうことから、そういうものも考えたらどうかということ、いろいろ財源率について検討されたことが

あります。検討されたということ、

りも、そういうことを文部大臣なり自治大臣は、そうしてやつたらどうか、この法律でいくと、若年停止もなくなる

であります。そういう点については種々検討いたしました、全体の計算をし、そして今の建前を国の公務員に準じてやっていく、そしてこの点は、年度の年金制度の本質からいってやむを得ないであろう、こういう結論に達したわけでありまして。

○山本伊三郎君 今の大臣が、この相互扶助共済、いわゆる共済制度でやる制度になつたから、その精神に反する、それだけ国が持たなくちゃならぬというように言われるが、私は、そう

じゃなしに、この財源率計算上から考へて、何とか措置がないかという配慮ぐらゐあつてもいいのじゃないか。私は今のところ、別にまだ意見は出ま

すけれども、今のところは、保険料率の計算を何とか考へて、そういう措置がとれないかどうかということまで考へ

られたかどうか。ただ単に、専門家にまかせ切りで、国家公務員がこういうことだからこれでやるのだという、そういう配慮だけでやられたのか、それを聞いておる。今後の質問の根幹です

から、聞いておるのです。

○国務大臣(安井謙君) 財源計算につきまして、先ほどからもいろいろ計算基礎についての御質問もありました、なかなか、山本さんの御指摘とい

います。御希望のとおり計算方式になつていない面やら、ふぞろいの面も確かにあると思ひますが、これはあくまでも予想に立つた計算でございまして、この限りにおいては、できるだけベストを尽くして、二十年な

ばこれは現実にあつてゐるわけでございます。そこで、計算上そういうふうなものを想定して、それを当てはめてこれでやれるんじゃないかというふうにはわれわれのほうでは計算をして見なかつたわけでありませう。

○山本伊三郎君 それは、大臣は、そういう点をしなかつたと言われるが、僕は、そういうことを考えもしなかつたと思つてゐる。それで、まあこれはどうしても専門家にやらざるを得ないが、政策的な問題だが、一体、若年停止を作つた場合の財源率——先ほど課長は鍋島さんに答えて、約千分の六ぐらいが財源率が動くと言われたが、若年停止をこの支給の内容で入れた場合に、計算上どれだけの差が出るのか。それから、資格取得期間を十五年にしてつて、五十五歳まで待たざるを得ない場合は、今のようにな減額年金もいゝが、十五年で資格が一応つくつと、そういうことにして財源率はどう変わるか。専門家があられますから、この表によつたらすぐ出ると思ふんですが、ひとつ黒板も用意してあるんですから、それを大臣に聞かしてやつて下さい。

○説明員(堀込惣次郎君) 若年停止にした場合には、先ほどお話がありましたように、試算をしたところ、大体掛金が千分の五十ぐらいになりました。それから十五年にした場合の計算はまだやつてございませんで、ちよつと時間がかかりましたので、この次ぐらいにお願ひできませんでしょうか。

この最後の計数だけ入れてこゝ書けば、大体出るようになっておるんですよ。それをあなたのほうで資料がないから——あとからあとからと言ひが、あとからといつたら何日かかつてもこれは審議が尽きませんよ。今のやつは掛金率を言つておるんじゃないんです。これは、僕はこの資料が少くないから国家公務員の基礎で計算したんです。基礎で計算すると、掛金率でなしに、財源率として千分の五・〇五動くことになつておるんですね。先ほど六と言われたが、だから、千分の五・〇五動くということになれば、ほかに考へ得る措置があるんですよ。それだけ動けば、このままの法律を施行しても若年停止を少し加えていけるという計算式が出ておるんですね。そういうことをやられましたか。やられた計数、ずつと出るんですね。

○説明員(堀込惣次郎君) 若年停止につきましては、計算いたしてございませう。

○山本伊三郎君 その場合に、この退職年金の財源率だけ動くだけですか、ほかのやつは動きませんか。それが財源率は、原案では〇・〇六二五ですが、それがどういふ工合になりました。

○説明員(堀込惣次郎君) 〇・〇六二八五でございませう。これが原案でございませう。それが〇・〇七五五九になつております。

○山本伊三郎君 で、それは地方職員ですね。公立学校の場合はどうなつておりますか。

○説明員(進藤聖太郎君) 公立学校の場合には、退職年金が現在のこの計算表によります財源率が〇・〇六五八六でございまして、これが〇・〇七〇

九の増加となりまして、〇・〇七二九五になります。

○山本伊三郎君 そこで、これは専門家に聞くのですが、そういう——そこへ書いてほしいのだけれども、なかなか書くといふと厄介ですから書けないと思ひますので、もしやろうと思つたらどういふ方法でやつたらいいか、僕はあとで意見言ひますが、専門家としてそういう考えはないですか。もう命ぜられたとおりにそつぱんをはじいたといふだけですか。これだけの財源を捻出しようと思へばどうすればできるか、負担率を上げずに……

○説明員(堀込惣次郎君) 別にこの若年停止の計算は命じられたわけじゃございませんで、文部省のほうからそういう話があつたという御連絡をいただいたので、計算をしてみただけでございます。したがひまして、何もほかの考慮はいたしてございませう。

○山本伊三郎君 非常に僕は当局として誠意がないというか、国家公務員がああいうものができたこれをやろうという、最初からの意見がそういう意見になつておるが、もう少し私は考慮すれば、今非常に関係者の反対の意向が強いけれども、当局の誠意も欠けるところもあるんじゃないかと思ひます。そこで、国家公務員に準じられておるけれども、国家公務員は一体あの百分の四・四、それから国のほうで千分の五・四、二五取つておるののです。これでいろいろ資金の運用をしておるんですが、資金運用の利回りは一、二、三、四、五と聞ひておきたい。

○政府委員(平井通郎君) 予定運用利回りといひましては五分五厘でございませう。

○山本伊三郎君 いや、実際に……政府委員(平井通郎君) 連合会の場合、あるいは郵政省の場合、その他若干の差はございませうが、大体六分五厘から七分の間でございませう。

○山本伊三郎君 それから専門家に聞きますがね。これは大臣から聞いてもわからぬから専門家に聞くのだが、大臣、聞いておいて下さいね。これだけの差額いゝゆる千分の七・五五、千分の七・〇〇の財源率を出すためには、予定利率をどれくらい変えたらなおりますか。資料を出さぬから、あなた、そういうこととしたことになつてしまふ。

○説明員(松浦功君) 一分弱でございませう。

○山本伊三郎君 課長ね、一分というのは何ですか。五分五厘を六分五厘という意味ですか。

○説明員(松浦功君) 大体先ほど申し上げましたように、千分の四十四が千分の五とすることでございます。それから、千分の六とすることでございます。逆に予定利回りを五分引き上げるといふことにいたしますと、大体千分の四程度の引き下げ、端数の整理の関係がございませうから、千分の四程度の引き下げに計算をいたしますと、そうなります。したがつて、正確に申し上げますれば八厘程度ということになります。

○山本伊三郎君 あなた、ちよつとわからぬです。専門家に……。予定利率を五厘引き上げると、財源率が百分の一・〇八動くんですね。だから、これを予定利率を六分にする、あなた、このほうがこゝで七・五と言われまうが、まだ三分ほど余つてくる。財源率、それ計算しましたか。これは感で

はいけないのです。財源率は。これは専門家の間でございませう。

○説明員(堀込惣次郎君) 公務員課長からただいまお話がありましたように、予定利率を六分にした場合の財源率はコンマ〇八九になります。したがひまして、掛金率が千分の四十という数字になります。

○山本伊三郎君 いやいや、それ聞いてゐるのじゃないのです。予定利率を五厘引き上げる、六分になると、財源率がどう低くなつてくるかといふことを言つてゐるのです。

○委員(小林武治君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員(小林武治君) 速記始めて。

○説明員(松浦功君) 千分の八・九でございませう。

○山本伊三郎君 そういうこと、それは計算しましたか。財源率、それをやるためには、全部の退職年金の何といひますか、公式だけじゃいかぬですよ。全部に影響してくるんですよ。

○説明員(堀込惣次郎君) ただいまの計算は概算でございませう。おっしゃるとおり、年金計算から、全部基礎から計算し直さなければなりませんけれども、一応目安を見るために割合で見えておりますが、正確な数字ではございませう。

○山本伊三郎君 大蔵省給与課長、あなた御存じでしょう。大蔵省では幾らと踏んでゐるのですか。

○政府委員(平井通郎君) 私ども、国家公務員の場合を大体中心に考えておりますが、先生お説のございましたように、大体予定利率五厘の動きが財源率のおおむね一割程度にはね返つてくるように考えております。

○山本伊三郎君 千分の五十にはならぬですよ。で、私がさつき言つたように、国家公務員のようなこゝろ資料を出しておけば、すぐあなたのほうで

○山本伊三郎君 国家公務員や地方公務員も大体利率は百分の四・四、それから百分の四・五としておるのですからそれは変わらない。したがって、財源率については変わらぬのです。大蔵省の資料では、大体一割近く出てるのです。それを計算すると一・〇八の一・〇八だから八厘じゃないです。したがって、もしこれを、これを逆算して計算すると、年利率、予定利率を五分八厘というわけが三厘上げていけば、大体若年停止は何も国も負担しなくてもいいし、それから地方も負担しなくてもいい、組合も負担しなくてもいい、それだけ出てくる。しかも、今六分五厘から七分までの間に運用しているのです。だから、何も六分までやれと私言わない。もし若年停止だけこ

を変えてやれば、もうやすやすとそんなことはできるし、また掛金率は下がってくるというのです。また逆に、地方公共団体の負担を下げてやるということもできるのです。そういう配慮が一つもない。そういう点にわれわれは異議があるから、この点自治大臣からぬから、文部大臣はちよつと眠っておられるようですが、どうですか。こんなものを聞いても仕方がないが、大事なことです。だから、私はさつき言ったまだ返事はしないが、予定利率がかりに五厘でも財源率が百分の一違ひのですね。財源率が一違ひと、四十年か四十五年というのは、幾らあるか知りませんが、おそらく三千億を下回らぬと見ておるのです。そうして予定利率を五分五厘に抑えていて、そうして六分五厘とか七分に回していくと、財源率は百分の二くらい変わってくる、将来膨大な金がかかるが、それがだれのためになるのですか。そういうものは厚生年金でもそうです。そういう財源率で考えていくと、今五千何億集まっておる。本年からより早くこれの給付が発生するけれども、過去何年かに五千何億出てるおるでしょう。そういう配慮が私はあるなら、これは党においていろいろ関係者と相談をして、せつかく統一していい考え方で善意に考えておるなら考へるけれども、そういう配慮が一つもない。金だけぐんとためてしまつて、それをどこへ回すかというところも考へずに、取るものだけとって、予定利率は五分五厘として、実際は五分七厘なり八厘にして利ざやをかせぐというところは、あれは許せますか。実際はどうですか。大蔵大臣に答弁願

いたいのですが、大蔵大臣はいないから、文部大臣、あなたは常識の発達している人だから、そういう点どう思いますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) お話のデリケートな点がよくわかりませんが、私も地方制度調査会の委員をちよつとしたことがありますが、従来の恩給制度は、保険数理を基本にして、共済年金制度にするという考え方は適切じゃないかと思うと賛成をした一人でございますが、しかし、専門家まかせでございます。詳しいことはよく存じません。

○山本伊三郎君 詳しいことを知っていると私も思わないのです。今言ったように、現実に予定利率五分五厘では、これは大蔵大臣相当固くそれを言っておられるらしいのですが、国家公務員の場合でも、これは一応充足せないとわからないのだというところで、国家公務員の場合はそのまま通されてしまったのです。ところが、現実にあれほど固く言っておつた国家公務員の場合は、六分どころか五分七厘、八厘くらいで回せばいいところだろう、今度は日本の利子が非常に下がってくるのだからというので、五分五厘で予定利率を押し下げてしまった。ところが、現実には五分八厘、大蔵省の課長の言われるように、五分八厘に回っておるのです。それから国鉄の場合は七分です。しかも組合員には、予定利率の五分五厘に、住宅資金なんか貸し付けて、その余剰金をトータルして、なおかつ全資金の七分なり六分八厘に回っているのですから、金利の高いというものは日本の誇りじゃない。私は金利を高くしろとは言わない。今の人が現実には百分の四・四の掛け金をする

のです。その予定利率は五分五厘しかとらないのだ、こう言つて掛け金を出さしておつて、四十年の後に何十億という金がたまつたら、それは一体どこにやるのですか。やめた人はこの利率のわけじゃない。やめた人はこの利率しか年金はもらえない。それを私は政府がどう考へておるかということを追及しているのですが、これは佐久間局長には無理かもわからないが、これは政府の施策の大きな、欺瞞という言葉を使いたくないが、非常に問題点のあるところだと思つたのです。それを文部大臣は、私は専門家じゃないからわからぬと言つたのですが、こんなものは専門じゃないのです。常識の問題ですよ。もし公務員なり公立学校の先生方に対して何とかしてやろうという気持があれば、そんなことはできるはずですよ。損をしないのだから、得をしているのだから。その得をする部分の若干は、五分の一でも、四分の一でもそれを回さないかというのがわれわれの主張なんです。それもできない、これだけ取るのだ、こう言うのですか。これはどうなんですか。

○政府委員(平井通郎君) 大蔵大臣が参つておりませんので、一応、私、事務的に答弁させていただきます。思いますが、わが国の社会保険の体系の中で、共済組合というのは公務員に対して適用されているものでございまして、一般に社会保険の予定利率をどれだけにきめるかというところはなかなかむずかしい問題でございまして、先生御指摘のように、予定利率五分五厘に對して、現実はかなり上回つた答が出てくるんじゃないかということも、私もよく承知いたしております。ただ、何分にも社会保険の体系と申しますものは、単に、ここの当面の問題と申しますよりは、非常に長期的な観点に立つて考へなければならぬ問題でございまして、先生先ほど御指摘ありましたように、四十年というふうな期間をとりました場合に、日本の過去の経験からいまして、現在のような、金利水準の異常なる高さというものは、むしろ例外であるというふうに私ども考へておるわけでございまして、そういった点を勘案いたしますならば、なほ、現在の状態では多少そのような答が出まして、その結果、共済組合全体として余剰は出てるということにはなりまして、将来長い目で見た場合に、必ずしも五分五厘自体が確保できるかどうかという問題もございまして、また米英の例等を見ましても、予定利率は大体三分程度というふうにい

たしておるような例もございまして。かたがた、他の厚生年金等の運用利回りを見ましても、五分五厘というところで統一的に、長期的観点でその程度が妥当であらうというふうな考へで動かし

ておるような例もございまして。今直ちにこの五分五厘に上げることが適当かどうかというところについては、なお慎重に検討してみなければならぬのではないかと、いふに考へております。また予定利率の引き上げという問題は、一方で、福祉事業への貸付金利というふうな問題も長期的には考へなければならぬわけでございまして、ひいては組合員の利用段階へのはね返りというふうな問題も若干は考慮しておく必要もあらうかと思つて、いろいろな点を総合的に勘案いたしまして、現在のところ、一応、国の社会保険の体系の中では、予定利率を五分五

厘にいたしたいというのが大蔵省の考
え方でございます。

○山本伊三郎君 それはもう何回も大蔵大臣から聞いたのだがこれは、なんでしょう、五年ごとに一応再計算するという方法でやっていくというシステムなんです。あなたが大蔵大臣のかわりに言われたのですが、日本の金利が、イギリスとかその他とは、やっぱり経済の基盤が違うのですよ。それを十年や二十年で私は変わるとは思わない。もし変わった場合には、そのときには、はるかに掛金の蓄積があると思

うのですよ。それを考えずに強引に五分五厘に予定利率をしてしまつて私は何も六分五厘にと言つておるのじゃないのですよ。ほんの、金銭上わずかの差でもいいじゃないかと言つておるのですよ。五分八厘でもいいし、私は六分五厘まで出せとは言つておらない。六分五厘まで出せばたいへんなことになる。それすらも五分五厘で、これ以上やらないと、こゝ言つておるのですが、そういうところに私は無理があるというのですよ。そういうところにもこの共済制度の思惑、という言葉を私は使いたい。政府の思惑がある、そういうことでは私は組合員が納得し

ないと云うのです。だから五分八厘でやつて、そういう制度も考えてやつて、日本の金利が低金利、三分、二分になればこれは喜ばしいことです。経済がそういうことになりますよ。か。そういう確約ができるのですか。それはあなた、大蔵大臣に尋ねるわけにいかぬわけですが、そういうことができますか、過去から見て。

○政府委員（平井迪郎君） まあ非常に長期的に見ました場合に、五分五厘が確保できるかどうかということ、これ

は一つの考え方の問題でもございまして、必ずそうなるということを申し上げかねるわけですが、現在のところ七分程度の利回りが運用上生じておるといふ、内容を見ましても、必ずしもこれが妥当であると思われるものばかりではございませんので、若干新聞等でも議論されるような面もございまして、正常な運用利回りとして今後考えていく場合には、今のような利率は必ずしも予定していくことは困難ではないかと思っておる次第でございします。

○山本伊三郎君 あなたのお説からいくと、たとえげ予定利率がイギリスやその他のように三分に下がったときは、これはもう成り立たぬでしよ。やはり現在の実情というものを……、しかも、データはこの三年か四年ぐらいのデータでやっておいて、金利だけは四十年も先の変動を考えたわけなんだといつて大蔵省ががんばるというのはおかしいじゃないですか。現実には六分八厘で回しておつて、来年は、これは四分になるかあるいは五分になるかということは予見できない。私は、国鉄の実情を見ても、五年や十年は変わつてないですよ。

○政府委員（平井建郎君） 戦後の状態を見ます限り、確かに先生のおっしゃるような面は私どもも妥当であろうと考えております。ただ、このような事態がいつまでも続くかどうかという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもとしては意見を呈するところでございます。そういつた観点からいたしましたして、まあ私ども

としては、さしあたり五分五厘でいくべきではないかというふうに考えておく次第でございます。

○山本伊三郎君　まああなたに幾ら言つたところで、機械的にそう言えと言われておるのだと思いますがね。自治省あたりで、もしそういう予定利率が五分五厘だ、五分五厘にしておるののだ、しかも、実際はそれ以上上回ることは事実なんだ、また若干上回らなくちゃいかぬ、利回りは、これは五分五厘は五分五厘一律にはいかないと思うのですね。しかし、現実にはやはり余裕金なんかを運用しておると、今の実情だったたら利子収入はふえることははっきりしておるのですよ。そういう場合

に、そういうものを考えて、もしそういう事実があるならば、私が先ほどから言つたようにこの内容についても考え直すという、そういう襟度がありますか。

○政府委員(佐久間鑒君) 先生の御指摘になりました点伺つておりまして、いろいろごもつとも思われるような点もあるわけでございますが、この問題にはなかなか重大な問題でございまして、予定利率の問題につきましては、私ども専門家でございせんし、まあただいま大蔵省の政府委員のほうから答弁になりましたような問題もございまして、それからこの制度が國家公

○山本伊三郎君　話は一応、自治大臣
事務員共済組合あるいは公共企業体職員
等共済組合等の公務員関係の共済組合
法と建前を合わせております関係上、
それらとも総合的に判断をいたさなけ
ればいけないようにも思うのでござい
まして、ただいまこの席で、考える余
裕があるとかないとかいうことも容弁
いたしかねる次第でございます。

もおらぬから、文部大臣はしろうとで
わからぬと、こう言われるから別と
て、ちよつとあとへ返りますが、これ

は、今われわれ一生懸命に勘を立てたというところで質疑応答をしておりますが、かりに今出されておる資料、地方共済に関係する道府県の問題は一応審議しておるが、市町村のやつはどうなるかというところはデータ一つも出ていないのですよ、今のところ。だから、私もやっているものは、実は瀬がないのですよ。問題点は、道府県の場合、国家公務員に準じたような形では、今まで恩給とそれから地方共済で運用されてきたが、市町村の場合は、これは非常に複雑多岐なんです。そのいい

の資料一つも出ておらない。これが、
いろいろ問題の根源となつておるやう
な資料一つも出ておらない。これが、
討議を進めても、資料がないもので、
私質問しようと思つても、何とか考
えて質問してあげようと思つていて
も、質問できないのですよ。あなた方
のほうで出された地方共済のこの資料
が、都道府県、たとえば第三条第四号
の都の職員共済組合、それから第五号
の指定都市ですか、それから市町村、そ
れから第二項の組合という、七種類で
ありますが、三共済のやつはどうやら
こうやらあなただのほうで答弁されて
きまして、曲りなりに資料を出して。あ
たの四つの組合のやつは資料というの

は全然出されていない。だから、これからやっても、僕は質問の仕方を考えておるのだが、数字のないやつでこの法律案を討議しようというたつて、運用上の問題だけでできないのですよ。で、先ほど専門家に聞いたら、そういう資料がないのだと、こういうのが、一体どうするのですか。この都道府県三共済だけ一応法律を通すわけに

いかぬですね、この法律は。その点と
ういうお考えですか。自治大臣おらぬ
が、これも実は質問を続けたのです

点がどうです。

○政府委員（佐久間鑒君） 先刻も申し上げましたように、市町村の職員の関係につきましては完全なデータを持ち合わせていないことは事実でございます。ただ、すでにごさいます市町村職員共済組合あるいは町村恩給組合の関係の資料等をもとにいたしまして、また三共済の資料も参考にいたしまして、大体市町村の場合につきましてもほぼ同様であろうという推測をいたしまして立案をいたしたわけでござい

して、これはこの法律の規定によりきつて、もたつておきますので、その計算の結果を待つて、修正すべきであれば修正をするということにいたしました。思つておるわけでございます。

○山本伊三郎君　ほかの法律案であれば、そういうことも私は納得はしないけれども、無理に押し通す理屈にはなるかも知れぬと思うのですよ。この種の年金とか福利関係の法律案について、これは政府が施策をするというだけでは、これは本人と地方公共団体から取るのですね。その基礎がはつきり

定められない資料で、これで法律を正すということについては、どうなんですか。私は国会議員でしろうとですか、そういうことは過去にありましたか。これはひとつ、文部大臣どうですか。

○加瀬完君　ちよつと今の問題に関連して。今審議をしている法案は、三十七年度のこの国会になって突如として

出てきたものじゃないですね。国家公務員関係のものが出て、同時に地方公務員関係も問題になって、一昨年、そ

それから昨年と、二回続けて自治省が出
そうとしても出し得なかつたものなん
です。だから、少なくとも三年間の
研究期間があつたわけ。だから、
突如議員提案が何か出てきた法律案
で、役所のほうで資料が足りないとい
うなら、これはうなずけるけれども、
今までやってきて、結局、山本委員の
指摘するように、基本の問題に關係す
る、その基礎の討議をする資料とい
うのがそろつておらんか、これは自
治省は一体今まで何をやっていったん
と言いたくもなるじゃありませんか。
で、一番關係者の多いのは、市町村公
務員でしょう。市町村の公務員の掛金
を幾らにするか、何をどうするかとい
つたつて、その積算をする基礎の資
料というのが整つておらなくて、推量
でやるということでは、推量でやられ
る公務員の側に立つてごらんないさ
い。納得できますか。一々計算をし直
して、それで掛金でも何でも、その計
算のとおり、出た数字に合わせるとい
う確約があるならまだしもです。推
量できめられて、これからずっとその
推量のままで取られていくのですね。
それでは、文部大臣にも何うのです
けれども、文部大臣がおっしゃるよう
に、地方制度調査会で恩給制度より共
済制度のほうがいいと思つたから御賛
成なさつた。ところが、出てみると、
恩給制度のほうがよくて、共済制度の
ほうが悪かつたということになつた
ら、これは制度そのものに賛成したか
らといつて、前の制度のよい点が全部
没却されている新しい法案に賛成する
というわけにいかないでしょう。なら
ば、推量ということであれば、どのよ
うにも計算は成り立つわけですから、
若年停止の問題でも何でも計算の中へ

組み入れられるのじゃありませんか。
また、組み入れて解決すべきじゃあ
りませんか。山本委員のほうから、こ
ういふのはもう一つの試案が出た。
十二分に積算してみても、やりくりが
つきやうだといふめどがつけば、十分そ
れは考慮してみていい問題じゃないで
すか。五分五厘は変えられない。国家
公務員関係でもうすでに共済制度が出
ているから、それに見合ふなければな
らないといふけれども、準じてという
ことは、悪いことまでまねをしるとい
うことじゃありませんか。やつてみて
欠陥があるのだから、欠陥があるもの
をそのまま受け継ぐ必要はないのです
よ。十二分に変えていって、国家公務
員関係を逆に直してやらう。これは閣
僚として、文部大臣に、恩給制度がだ
めだと思ふから大臣は共済制度のほ
うに御賛成なさつたわけだけれども、
共済制度に賛成して、出てきたもの
は、恩給制度で生きておつたいろいろ
の既得権なり期待権なりといふものが
殺されてしまつておるといふことであ
れば、それはやはり御修正をして下さ
るよう御努力いただけるはずのもの
じゃございせんか、この点どうで
しょうか。わかる、わからないの問題
じゃない。専門的な問題じゃないで
しょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は、む
ろんしつろりと判断でございますけれ
ども、従来の恩給制度よりも共済制度の
ほうが、合理性があるだろうとこう判
断して賛成したことは、先申し上げま
した。およそ保険数理を基礎にして共
済制度を立てるとなれば、先ほど来御
指摘のように、あらゆる職種について
の数字的な根拠があることが当然だと
思います。ところが、専門的に多年に

わたつて検討してみましたが、その数
字が得られないものがあつた場合に、
どうするか。不完全ではありまして
も、類推によつて一定の数を想定し
て、それに基づいて計算しつゝ負担率
その他をきき出す、これはまあやむ
を得ないことだと思ひます。その点
は、これは専門家の分野にまかせない
ことは何ともわからないことでござ
います。それが、それでもなおかつ私は、共
済制度でスタートしたほうがよろし
い、こう思つております。今後一切ス
タート・ラインについたそのまゝの
姿でいつまでもいくというわけじゃ
ございませうから、実施してみても結
果に基づいて、合理的な根拠が出るに
従つて是正するべきものと思ひます。
○加瀬完君 それは、幾何や代数の方
程式を解くよりなわけにいきません
から、びたりと答えが出てこない点は、
經理の問題でありますから、類推もす
るし、一応見續りを立ててもけつこ
うです。しかし、推計する基礎のい
ろの条件なり問題なりといふものは、
十二分に集めて検討をしなければ
ならない問題じゃないか。文部大臣の
管轄じゃありませんか。ところが、
三年前からの問題だから、一番關係
の多いのは市町村吏員なんかが多い
のだから、したがつて、この数字とい
ふものを十二分に検討されてしかるべき
ものだ、検討されておらなければおか
しいのだ。数字はわかつておるのだ
から、こゝろいふ点なんです。文部大臣
の關係でさらに質問を続けますなら
ば、若年停止といふものが一応恩給法
によつてあつた。ところが、これは今
度はあゝいう形では既得権なり期待権
がなくなつてくる。しかし、義務制諸
学校の、小学校なり中学校の職員構成

というものは、文部大臣、どうなつて
おりますか。ことしの各立の教育學
部なり、學芸學部なり、教員養成學校の
志願者数は、男女どういふ比率になつ
ておりますか。女のほうに非常なふえ
ておるのです。男の数が減つておる
のです。茨城なんかは、女が七〇%をこ
えておる。男は三〇%割つておるの
です。こゝろいふ構成がこれから續いてくる
とすれば、當然各府県とも女の先生の構
成が多くなつてくるのです。その女
の先生は、これは五十歳で、五十五歳
やつておられる方は少ない。そうす
ると今までは、恩給法によりまして、若
年停止で一つのところに權利といふもの
があつたのです。利益が守られたけれ
ども、今度はそれがなくなつたわけ
です。あなたのおっしゃる共済制度に
なつて、いはずだけれども、共済制
度になつて恩給法より悪くなつてく
る。そうなつてきた場合に、今度は女
の先生そのものを確保できない。他の
職制にとられることになりかねない。
くどいようですけれども、女の先生が
多くなるような社会的現象が顯著に出
ている。しかし、その女の先生を安心さ
して教壇に立たせておらうな共済
制度の仕組みにはなつておらない。こ
うなつてくると、將來問題を起すの
じゃないか。ですから、出発をしてか
ら直すのじゃなくて、現在直したほう
がいい面があるなら、これは文部大臣
の利益とか利益でないとかいふこと
じゃなくて、教育行政で教員を確保す
るといふ立場から、やはり御研究、御
検討をいただかなければならぬ問題
じゃないか、そういう点をお願いをし
たい。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 検討する
課題ではあると思ひますが、私は、
今御指摘のようなことも、少なくとも
形式上、制度上は、男女差別されてお
るとは思ひません。ただし、若年停止
の問題は、もとの恩給制度に比べれ
ば、早くやめれば低い計算によつて出
てきたところの金額が、そのまま最終
的になつてくるという意味において、
いささかの違いがあることは私も承知
いたしておりますが、これは保険数理
に基づいての算術的な結論としてやむ
を得ないのであつたらうかと私は思つ
ております。學校の先生の男女別の學
芸大學等の志望の比率が違つてきて
おることも、正確な数は存じませんが、
大体は承知いたしております。それは
さうであるといつたしましても、單なる
形式的な制度論から申し上げれば、格
別の支障はないといふ形になつてお
るのじゃなからうかと、こゝろ理解をいた
しております。

○加瀬完君 なからうかといふこと
はならないのです。非常なこれは、文
教行政の面にも支障を來すような原
因といふものがまだ解決されずに残つ
ておるのです。これは私は、関連質問
で、簡単にしますが、あとであらため
て質問をいたしますので、文部省に資
料を出していただきたいのですが、昭
和三十五、六、七の三月ころまでで
けつこうです。もう少し前にさかのほ
りましょう。再建法が適用されておつ
たころにさかのぼりましょうか、各府
県の四十才以上の男女の退職率、これ
を出していただきたい。そうすれば、
女の先生が何才くらいで非常なやめさ
せられておるかということが明瞭だと
思ひます。五十五才なり六十才まで
女の先生が、文部大臣がおっしゃるよ
うに、男女平等の原則で残しておると
いふことが、こゝで確認されればい

です。しかし、学校の経営が円滑にいくかという点、また必ずしも新しい問題が起きます。それから新規卒業生というものをどう収容するかということも問題があります。男女平等の原則でなければならぬけれども、社会的条件はそういう形になっておらないところに問題がある。それと今度の若年停止とからんでくると、やめさせられた者は一体どうなりますか。やめさせられないで済ませるためには、ほかの社会的条件というものが全部解決できるかという点、これまた問題が残る。そこで私は、女の先生が高年令になってどういう率でやめさせられておるかという資料を御提出いただきまして、この質問を続けたいと思う。文部大臣も、なかなかそう簡単に古い制度から新しい制度に移るのだから多少の負担がでてくるという点、御検討をお願いいたします。これは地方の教育委員会などにお聞き合わせなされば、はっきりと困る問題だということの御回答があると思います。御検討をお願いします。

○秋山長造君 ちよつと今の関連するのですが、文部大臣、衆議院の本会議の御答弁の速記録を私は拝見したんですが、この問題についての衆議院の本会議の御答弁では、男だろうと女だろうとつばな先生なら五十五才まで勤まるはずだという、まことに私の口をもつて言えば乱暴きわるる御答弁で突っぱねられておるんですね。まさか文部大臣がほんとうにそういうふうにお考えになっておるとは思いませんけれども、現実の問題としては、やはり各教育委員会、先だっては一斉に人

事異動が行なわれたわけですが、女教員というものは四十五才が限度になっている。それぞれの教育委員会は退職基準を作って、その退職基準には女の先生は四十五才、もう限度は四十五才、それはまあ例はその上の人も少々ありますけれども、原則として四十五才というものが最高ですね、実際はもうや四十二、三のところから何となくやめたらどうかというのを何かにつけてあつちこつちで言われて、まあやめざるを得ないというふうなムードの中に置かれるものですからね。結局、その退職基準でやめていくということが実情だと思つておられます。文部省が出された統計によりますと、この公立学校共済組合の対象人員は、男が四十九万八千、女が二十四万九千、まあ五割——これは高等学校も含めてです。おそろく、小中学校だけになつたら、女の教員の比率がもっと高くなるんじゃないかと思う。将来の見通しという話が今だんだん出ておるのですが、また中学校はふえていく、高等学校はふえていく、小学校は逆に減つていく、こういふようなことになりますれば、来年度以降のことを予想してみると、やはり小学校の教員の定員というものは、まあ減らすべきではないとわれわれは思つておる。過去のやり方でいけばやはり減つてくると思つておる。そのときに、一体その教員の定数を減らすしわがどこへいかということを予想しますと、過去の実績から考へまして、これは女教員へのしわがいくに違ひない。そういたしますと、去年、ことし四十五才という退職基準を押しつけておるとすれば、来年は四十三才から四十四才というふうな退職基準年令というものがさらに下がつて

くると思ふのです。そういうことが予想されるということになります。ば、女教員の問題だけに限つても、若年停止の問題というものは非常に実は大きな問題だと思ふのです。教育上ゆゆしい大問題だと思ふのですがね。そこら辺の実情を文部省はよく御調査になつて、資料は持つておられると思ふのです。当然文部大臣もそういうことは十分のふみ込んでおられるはずですがね。にもかかわらず、つばな先生なら五十五才まで女の先生だつて勤まるはずじゃないかというふうな言い方で突つ放されたあの御発言のまゝのお気持だつたら、私はたいへんな認識不足だと思つておられます。そんなことだつたら、私はこの法律に対しては最後まで徹底的に抵抗します。それはもう乱暴きわる。どうお考えになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ憲法の趣旨あるいは教育基本法の趣旨を根拠に持ちまして、今度の共済制度を形式的だけに止めて申し上げますれば、本会議で御答へしたことに根本的な間違いがあるとは思ひません。今御指摘のように、女の先生がだんだん多くなる傾向にあるということは、ばく然とながら私も承知いたしております。その状態を根拠に、しからば教育の面として考えてそれが妥当かどうかというのを考えて見まして、それは別個の問題じゃなからうか、問題としては、女性であるがゆえに、女の先生なるがゆえに特別の考慮をするという前提に立つてものを考へるべきじゃなしに、共済制度そのものは男女いすれとも共通の考え方であるべき性質のものであつて、御指摘の点は、その原因を検討して他の問題とし

て対処すべき具体的な課題じゃないか、こんなふうに思ひますから、とつた場合にはございましてたけれども、御指摘のようにお答へした次第でございます。

○秋山長造君 これから他の問題として対処するおつしやるけれども、この問題は何か今に始まつたことじゃなないので。何年前以来いろいろな機会に問題になつておることなんです。

〔委員長退席、理事野上進君着席〕

文部省は何かこの問題について別個の問題として具体的な方針を出して何かやられましたか。やらぬでしよ。地方の教育委員会のなすがままにまかせておる。だから、男女の差が憲法上あるべきじゃないと文部大臣おつしやる。歴代の文部大臣がみな通り一べんのそういうふうなことをおつしやつておるけれども、実際にはだんだん首切りのしわはそつちへ行つておるのです。だから、若年停止の問題は、先ほども山本さんがおつしやるように、何れも女教員の問題だけに限つて言つておるのじゃない。それはそうじゃないけれども、あなたが文部大臣であるから、あなたが管轄されている教育職員の問題についてそういう特殊な大きな問題があるから、それを指摘しておる。一つの例として、顕著な例として指摘しておるだけ。歴代の文部大臣がいつでも、われわれがこの女教員の首切りの問題を言えば、必ず今のよりにおつしやる。おつしやるだけで、何もやられたことを私は知らぬ。やらせておれば、効果があると思ふ。四十五才で退職勧告を受けておつたのが、四十八才から四十九才になっておるはず。それがだんだん下がるのは、どういふわけですか。杉江さん、そういう

う各県教委が退職基準あるいは退職基準と称せられるものを手元に持つて、それで退職勧告をやつておられる事実を知つておられるでしよ。か。

○政府委員(杉江清君) 大体は承知いたしております。

○秋山長造君 それに対して、文部省はどういうふうに対処されてきたのですか。もう何も今に始まつた問題じゃない、十年一日のごとく問題になつておる。

○政府委員(杉江清君) その点は、地方教育委員会の御判断にまかせておるわけでございます。

○加瀬完君 関連して、内容がわかつておらないと思ふ。前の新潟県知事は、停年制が問題になつたときに、わが県は再建団体だから女子教員は四十五才をもつて停年制をし、こういふ発言をして大きな問題を起したのです。このごろは、教員が割合に志望者が少ないから、スムーズにいってしまふ。大体の再建団体は、夫婦同職の場合には細君を必ずやめさせろ、こういふ異動方針をきめておる県が相当あります。それから、父親も母親も教員で、子供が教員養成学校を卒業して採用される場合には、どつちか一人がやめておる教員もあつて、こういふ条件をつけて、これらのしわは、まさかおやじがやめるわけにいかないから、どんなに練達たんのうな女の先生であつても、母親である女教師のほうにしわが寄つて、女教師の在職年数が非常に短くなつて、再建団体の大方が解けて、また一応好況の波で、教員志望といふものが少なくなりましたから、小康を得ている地域もございましてけれども、原則としては少しも変わりません

これは大臣に伺いますが、たとえば女教員の団体なり、地方の教育委員会なり、あるいは校長会なり、教員組合なり、いろいろの団体があるわけです、共済組合に關係する、あるいは恩給に關係する。こういう実情を聞いておりますか。女の先生だけの意見を聞いて下さつてもけっこうですよ。どんな不利益処分というものが實際行なわれておるか。あるいは校長クラスだつてそうですよ。地域によつては、五十才になりますと、勸奨が行なわれます。五

な原則それ自体は、私は新年金制度の一つの基本的な考え方として受け入れざるを得ないと思うのであります。そこで、若年停止を恩給法の規定のようにもしやるとしますと、これはやはり男女平等にやらなければいけない。そうすれば、先ほど御説明いたしましたように、一応私どもは掛金率、負担率を上げなければならぬ。そこで、先ほど御指摘のようないろいろな方法があるんじゃないか、財源率等の計算の仕方もあるんじゃないか、予定利率の

の期待權というか、そういう点から考へて何とかならぬかという、その氣持はわかりますけれども、しかし、それは新しい制度の基本的な問題として、これをよしとして進む以外にはないんじゃないか、こう私ども事務當局は考へておるわけでございます。

〔理事野上進君退席、委員長着席〕

○加瀬完君　それは今の法案の前提条件になつてゐるものが動かすべからざるものだといふ前提に立つて立論をしてゐると思ふのです。そのものと先

税をそんなところに使ったところで、交付税によって財源は確保できませんよ。財源はあなた方が当然要求すべきことなんです。財源を切られちゃつて、何もなくなったから、このワケのほうでやらなければならぬから、お前のほうの既得権はだめだ、お前のほうの掛金はりと増す、こういうことであれば、国家が社会保障として保障するという大筋はどこへきましたか、なくなっちゃっているじゃないですか。議論すれば幾らでもありますよ。

ら、お答えはいただかなくてもけっこうです。あとでゆっくりまたやりますけれど。

○山本伊三郎君 自治大臣見えましてから、もう資料がないから、これ一問で、あなたに研究してもらう材料を提示しておきますが、今いろいろと加瀬さんから意見があったが、私は今度の立法論としても大きい矛盾があると思うのです。若年停止とか、そういうことをわれわれ論議しているが、財源率の大きい響きはないが、公共団体の長

たる人の特例を見ましても、こういうものをこういう中へ含めてやるということとはきわめて大きい誤解があるので

す。あれは公選だから十二年にしようとありますが、十二年で、しかも百分の三十五、その後一年加算率は百分の一・五——加算率は一緒ですね。こういうものを入れて、きわめてこれは政策的ですよ。大体、私がいつか言つたように、マイヤース勧告なり人事院勧告なり地方制度調査会の勧告の精神に流れているのは、一つは、地方公務員の長期勤続を期待して、長く勤めた人には有利にしてやろうという点は一応うかがわれる。ただ、地方公共団体の

○山本伊三郎君　それで保険數厘をは
じいたのですか。

○説明員(松浦功君) おおむねの保険数理のやり方に従いまして、三千数百

の町村長の今までの動きというもののから推定を加えまして算定をいたしたわけであります。

○山本伊三郎君 それなら、そこまで言われるなら、専門家がおられるから、一ぺん財源率Pとして、シグマを平均してずつとそこへ出して下さい。そういふものは出ますか。

○説明員 松浦功君）失礼いたしました。地方議会議員の制度を作りますときに、議員の動きというものをそれぞれ計算をいたしております。それに若干の動きの修正を推測を加えて、二割五分増し程度ということを一応現在のところ予定をいたしております。

○山本伊三郎君 議会議員のやつは、あれはこの法律では制度を別にいたしているのです。これは地方公共団体の長たる人を一緒にシステムへ入れているのです。私はそこに問題があるというのです。今の若年停止なんかを強硬に言われるならば、それは数は少ない

ものはどういふ工合で入れておるんですか。

○国務大臣(安井謙君) これはいろいろ

ろな見方もあるうと思いますが、まあ特別職で公選で出ておるといったような立場から、従来もそういう扱いをしておりまして、自治体の長のいろんな退職金、年金というものは、まあ古くからもそういうた習慣的に相当普通通り優遇されておるのが長い間の慣習でもあります。そういうた状況を加味して、これは全体に対するそう大きな影響でもないというふうな点もあって、こういうふうに扱っておるわけでございます。

○山本伊三郎君 国家公務員の場合は、総理大臣であらうが、大臣であらうが、次官であらうが、これは区別していない、国家公務員共済組合法においては、で、地方公務員にはそういうものを入れるという、いわゆる融通性を持つておるんだね。私は最初に言つ

たんですが、純然たる保険システムでやるのかと言ったら、そうですと言つておるが、そうでない要素も若干入つておるんですよ、そういう特殊な人には。それに一貫性がないと、こう言ふんです。公選制の人であれば、議員のほうに一緒に入れてしまえば、これは四年の任期だからあるいは理屈は通るかも知れぬ、それにも一つ問題はあつたが、一応やるんなら。ところが、長年人にはそういう特例をしいてやつていく。こういう点については、どういふ考え方でこれをやられておるのか。前の問題と総合して考えて、われわれはどうしても理解できない。

それからもう一つ言つておきますが、保険数理でいくと、俸給は高くても、俸給指数はどう動いても、實際保

いだけに、もらう場合にはそれだけ多
いんだから、もうそれは一つも関係な
いんです。掛金が高

い。したがって、十二年でつけて、
 かも三五%出していけるといふ保険費
 理がかりに長たる人に出るとするなら
 ば、保険数理上出るならば、ほかの人
 にもそういふものが出なくちゃなら
 ぬ。これは保険数理からそうなってお
 る。一体それはどういふことですか。
 ○国務大臣(安井謙君) これは保険数
 理の上からは、お話しのように出てこ
 まいと思います。思いますが、これ
 は従来共済組合制度をしてゐた市
 町村、あるいは都道府県におきまして

も、同じような仕組みで扱ってきてお
りますし、それを今度全面的に直して
いくという際でありますので、従来の
慣習も重んじてそれを取り入れてお
る。こういふことで、確かに、純保險
數理の面からいうなら、御指摘のよ
うな数学的な矛盾は、これは全体に及
ぶ影響と、純理論で言うならば、あるこ
とは確かでございます。

○山本伊三郎君　あなたらは、そうい
うことになる、これは純理論ではな
いんだ、保險數理でないんだ、これは
従来のことでこうやっておるんだと
で、一般の人のことを言う、今度
は、そうじゃないんだ、今度は保險教
理でやって、女子といえどもそれは一
緒にする、——それはよろしい。若年
停止はこれはいかぬからやめるんだ
と、こういふことだから、われわれ
は、これに対する不満というが、納得
できないんですよ。やっぱりひとつ
の——それはわずか五百人か、まあ
百人ぐらいだと思ふんです、長たな
は。都道府県が四十六、それから市町

ありません。それを一べん、今説明できたら説明してもらい……。

○説明員(松浦功君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、十分の一の抽出調査をやっております。その場合には、長は必ずして計算をしております。したがって、このデータの中には入っております。で、先ほど申し上げましたように、議員の資料を取りましたときに、それぞれ十二年までの程度のものでいくかというところは、これは一応実績に基づいての調査をいたしてございます。それと長の場合とがどの程度違うであろうかということをおよそ推定をいたしまして、それによつて従来やつております率との勘案をいたしまして、現在も大体二割五分増し程度の掛金を取りながら十二年というルールでやつておるところが多いわけでございます。その実績を尊重して……。

○加瀬完君 それは条例でやらしておいたらいじやないか。

○説明員(松浦功君) 条例でやつておるわけでございます。

○加瀬完君 それなら条例でいいじゃないか、何も法律にしなくていいよ。

○山本伊三郎君 もう僕は冒頭に言つたように、非常に矛盾があるのです。保険システムでやるといふのなら、一貫して——言われたように、それでやつていない部分も出てくるのです。きわめてそういう政策的なものが入つておるのです。そういうものは、立法される過程で私は問題になつたと思ふのですが、当然これは問題にならなくちやいかぬですね。たとえば、もう一つ、これは今度は質問をいたします。その長を入れるならば、何といたしますか、推薦が知らぬが、助役とか、

あるいは収入役とか、これは一般と同一にやつてしまふのです。非常に矛盾がある。公選であらうが、間接であらうが、やはり一つの任期制です。それは除外してしまつて、長だけ入れておる。そういう、私からこの法律を見ると、きわめて矛盾があるのです。それは私は一つの問題であつて、こんなものを私は大きくウエートを置いておらない。おらないけれども、文部大臣は先ほどから、保険数理でやることで、これが正しいのだ、これが正しいのだと言つて、この法律は完全無欠——とは言わなかつたけれども、これはもう筋が通つておると言われるけれども、筋の通らないところがあるというところは、私が言つたところとあるところがある。それは大臣がなんぼ答弁しても、さっきの答え以上に出ないと思ふのですよ。

○国務大臣(安井謙君) まあその部分を取り上げますと、なるほど筋は通らぬという部分に当たるかもしれないが、やはりこれは、今度は全体を通して、従来の既得権の年数を通算して入れるとか、そういうような点も、必ずしも機械的の計算のままでこの全体を扱つておるわけじゃないのであります。て、そういう特殊な操作を加えておる点もほかに実はこれはあるわけですから、そこで長の問題は……。

○山本伊三郎君 はかにどこにあるのですか。

○国務大臣(安井謙君) それは、たとえば、年限が二十年に足りなくても、一定の従来の既得権を生かして、先ほど言つたような点も、これは純数理計算だけの建前から申せぬで、特別の考慮をしているということも私は一応言えるだろう。そういうようなもの

と同じものじゃありませんが、従来この選挙によつて出た地方自治体の長といふものの待遇といふものは、これは社会の通念として、一種の特別な扱いをされておるのは、これは社会通念だと思ひます。でありますから、これが全体にそれ大きな影響がなきや、ある程度社会通念に沿つていくことも、取り入れる場合やむを得ないことじやないか。これは、山本さんの言われたように、大問題じゃないとおしやつておりますが、そうすると、そういう意味で従来からもそういう特別の扱いをされるものということになつておるので、たまたまそうしておるわけであり

○山本伊三郎君 大臣は経過規定は要するに長期給付の施行法の問題で言われておりますが、あれはあれで合理性を持つてゐるのです。いわゆる既得権、期待権を持つておるやつは、あれは当然固なり市町村が負担すべきであるが、今度悪くなるから、その悪くなる分は政府のほうで持つような計算であつて経過規定はきめておる。あれはあれで筋の通つた合理性を持つておる。あれがなかつたら、これはできません。あれとこれを混同しては困る。

僕の言つておるのは、一緒に入れてよろしい。よろしいが、やはり二十年で四〇%、それから加算率はそれでいくというならば、国家公務員の場合のようにはそれは筋が通つておる。長の場合何とか言われますが、政策的に問題があるのです。勤続年数が長くなることを期待するといふ、大体このできた一つの精神がそこにあるのです。あの公共団体の長といふのは、必ずしもそうでもないのです。公選にしたといふ民主主義の建前からいふと、これは

問題が派生しますけれども、そういうつまりぬ人に長くおつてもらう必要はないのです。長の場合。だから、四年で解散といふか、不信任の場合もありませんけれども、それは住民が選んで長を作るといふことで、長く勤続してもらふといふことをこの保険の制度から期待しておらない。議員の場合もそうなんです。だから、議員の場合、同じ法律の中に入つておるけれども、組織は別にしておる。そうすれば、これは筋が通ると言つておるのです。そういう点を自治大臣はなんぼ抗弁されても、あなたはくろろとでないから、あまり追及しないが、抗弁すればするほど矛盾が出てきます。ただやはり何となく入つてしまつた、この程度の説明以外に私はないと思ふ。保険数理から尋ねていつたら、こんがらがつてきます。こんがらがつてきて、説明できません。間違つて入つてしまつたかどうか知らないが、今までのあれでぶつと入つてしまつたといふことであなた逃げておいたほうがいいのです。

○矢嶋三義君 文部大臣、お待たせしました。実は文部大臣にこの法律案に対する答弁を承つて、私はこの法律案に対する私の態度をきめたいと思つて、先般御出席願つたわけですが、おいでいただけないで、やつと本日おいでいただいたわけですが、それでそういうことを含みながらお答えいただきたいと思ふのです。

第一問として伺いたい点は、午前中大蔵大臣がここに御出席になられた答弁にも、保険数理、保険数理という術語が出ておるわけですが、ここでも盛んに出て、あなた方は答弁をする場合にこれを武器として出されておるよう

す。率直に承ります。文部大臣並びに自治大臣は保険数理おわかりでございますか、いかがでございますか、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 何だか非常にむずかしい高等数学を使つた数理に基づいておるということだけは知つております。保険数理そのものを矢嶋委員に御説明する能力はございませ

○国務大臣(安井謙君) 大体似たようなことでございます。

○矢嶋三義君 率直に言つて、私も保険数理はわかりません。それで、あまり保険数理を乱発しないほうがいいと思ふ。千分の四十四なる数字も、保険数理といふもので武裝しておるのだけれども、僕は午前中も言いましたが、そう非常に、信憑性がある、説得力がある合理的な四十四なる数字ではない、私はそう考へておるのです。私自身も保険数理わからない。それで結局、この法案は僕は手探り法案だと思つておる。だから、四十四が少なくなると

か、上がるとか、そういうことを根拠に論戦をしても、それであなた方がわれわれに対処する心がけはよろしくなと思ふのです。私はそういう点意見を述べ、注意を喚起したいと思ふ。結局、手探り法なんです。やつてみなければ、四十四がやうどいふのやら、高いのやら、安いのやらわからないと思ふのです。だから、そういう点は、私の質問をあまり保険数理というので撃退しないように、前もって申し上げておきたいと思ひます。

文部大臣に承りたい点は、この法案適用人員は約百八十八万八千人といふのですが、その中に公立学校共済組合員は七十四万七千人、ざつと四〇%が公

立学校共済組合員です。ね。したがって、この法案に対して、文部大臣は発言権もあり、僕は閣員の一人として責任もあるという立場からきょうおいで願ったわけですが、この前提をお認めになられますかどうか、お答えいただけますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来

お答え申し上げておりますように、詳しいことはよくわかりませんが、いいことに違いない、なるべく早くやりたいと思つて今日まで推進して参りました。

○矢嶋三義君 私伺つてゐることは、そういうことじゃなくて、この法の適用される対象人員の状況からいって、所管大臣は自治大臣であるけれども、文部大臣としては閣内において大きな発言権があり、またこの法案の内容容なり、その行方についても、閣僚の一人として他の閣僚以上に大きな責任を持たなければならぬ立場におられるものと私は思ふ。これに対して、大臣はどういう見解を持たれておられるかというのを伺つておる。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 仰せのとおりに思つております。

○矢嶋三義君 統いて伺いますが、掛金はどのくらいかけると認識されておられますか、安くするのでしょうか、高くなるのでしょうか、どのくらい高くなるか認識されておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) かなり高くなると承知しております。

○矢嶋三義君 そのかなりというのは、どの程度ですか、何倍になるのでしょうか、それとも、そうはならぬで、少しは上がるのでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 二倍あつとかと思ひます。

○矢嶋三義君 それならば一応パスです。二・二倍になるわけですね。

それで、今度は両大臣にお答え願ひますが、この法律案は、あつて掛金率で法案を作つた以上は、次のことを予想して思ふのです。それは、人事院は、日本の給与制度と給与の実態から、こういう統一共済年金制度を発足する場合には、組合員の掛金率負担は千分の二十五が妥当だといふ勧告をされてゐるわけですね。だから、この千分の二十四といふものを皆さん方が閣議で採用した以上は、その人事院の見解なる二十五と二十四の差額なるものを、それに相当する部分については、近い将来人事院のこの給与制度なり、給与の内容、実態について勧告があるであろう、こういう見通しのもとにある二十四といふ数字の採用をしたものと私は推察してゐるのです。いかがでございますか、両大臣にお答え願ひない。

○国務大臣(安井謙君) 今の、ちよつと済みませんが、御質問の二十四の推定の基礎を……

○矢嶋三義君 いや、人事院は、わが国の給与制度なり、給与の内容の実態から、こういう制度が発足する場合、千分の二十五の負担率が、掛金率が妥当だといふ勧告を皆さん方にしてゐるわけですね。かつて、あなた方は千分の二十四といふものを採用したわけですね。そうなりますと、そこに差額が出てくる。掛金が高くなるわけですね。その分は、給与制度なり給与の内容の改善によってカバーする。そういうことは人事院でやつてくれるだろうというものを内閣としては採用したのだ

ろ、かように私は推察するわけですね。でなければ、保険数理、保険数理と云つておつても、あなた何じやないですか、公務員の給与が生活をささないものになつたら大ごとじやないですか。給与のことに關しましては、内閣は、閣僚諸君がいかにがんばらうとも、人事院の専門家にはかないませんよ。とかくの批判があつても、人事院は専門的に検討した結果、日本の給与体系といふものを作成して、その角度からいろいろ内閣、国会に勧告をし、統一年金制度を作るにあつては二十五なる数字が妥当だ、こういう結論を出されておられるわけですからね。だから、公務員の給与と生活といふものを考えた場合に、二十五を取られるのが妥当であり、それが二十四になつた以上は、他の給与面でそのことをカバー、是正すれば二十四でもいいということになるわけですね。そういうことを予想し、期待して私は千分の二十四といふ数字を採用したものと推測するわけですね。それを伺つてゐるわけですね。

○国務大臣(安井謙君) これは、二十五が思想的な形であるといふ勧告もあつたやうであります。まあ財政全体の計算を見通した上から二十四でなければならぬ、こういうことに落ちついたのだらうと思つております。国の場合では、したがつて、まあ人事院がどういふふうにこれを考へておりますか、この点、私はまあ給与の専門でもありませんし、しろうとでありますので、一がいに言へませんが、人事院がこのベース・アップなり期末手当を考へます場合には、現実を考へるという状態があるといふことは、一応考慮に入れた上でのこの計算はされておるん

じやないかというふうに思つております。

○矢嶋三義君 閣僚としての荒木さんに伺ひますが、こういう制度をスタートをさせて皆さんに喜んでいただく、そして能率を向上しようといふ立場、大前提に立てば、二十五なら二十五と一挙に負担率が二・二倍にもなるような暴挙をしない、千分の二十五なら二十五を負担していただく、そうしてあとを国並びに地方団体の公費で、公経済で持つと、こういう立案方針を僕はとるべきであつた、その点については、閣僚の一人としてどうお考えになりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ気持ちの上からはそう思ふと思ひます。国家公務員についてすでに共済年金制度がスタートしておりますが、すでにあります国家公務員との相互関係を考えて今度も立案せられ、御審議を願つておると承知しております。

○矢嶋三義君 それで、参考に御答弁いただきたいのですが、事務当局でいいますから、大学を卒業して五年経過してゐる人——大学を卒業後五年で、一般職の公務員並びに教育職の公務員の給与は幾らになるか、お答えいただけますか。

○政府委員(平井勉郎君) 国家公務員の場合でございますと、三十二年に卒業いたしました現在まで五年経過しておるわけでございますが、この場合に上級職の甲の場合と乙の場合とございまして、甲の場合でございますと、本俸で一万九千六百円、これに東京でございましてと暫定手当が二千六百円つきますので、合計いたしました二万二千七百六十円。上級職試験乙の場合で

ございまして、本俸一万八千四百円、東京並みの暫定手当といたしまして二千七百円つきますと、合計二万四千一百一十円でございます。

ついでに教員職の場合を申し上げますと、小中学校は教育職俸給表(三)の適用を受けておるわけでございますが、この場合におきまして本俸が一万九千五百円、暫定手当が東京並みに見まして二千六百円、合計二万二千六百円でございます。また高等学校の例をとりまして、教育職俸給表(三)によりまして、本俸二万二円ちよつとでございます。これに暫定手当が二千二百二十円つきますと、合計二万四千四百二十円になるわけでございます。

○矢嶋三義君 両大臣に聞いていただきたいのですが、今答弁したとおりです。大学を卒業して五年、それで今の答弁したとおりですが、大ざっぱに言つて約二万一千円です。東京でございまして、この数字が示すように、日本の給与は初任給が安い。お若い人の給与が安いといふのは、一番大きな問題点です。われわれずっと主張し続けたいところですよ。この命令だつたらちよつと結婚適齢期ですよ。一体東京で二万一千円で暮らせるのですか、奥さんを迎へることができるといふかね。まあこの法案審議では、ほかのことだから触れませんが、住宅事情一つつかまえてもできるでしょうか。だから、日本のお若い公務員の諸君は、十年、二十年の後のことよりも、現在、あすの給与はどうかということが問題ですよ。このときに一挙に二・二倍も掛金がふえるような制度をスタートさせるというようなセンスがわからぬのですかね。それは地方公務員の統一年金制度を作るといふ方向は、この前も

ございまして、本俸一万八千四百円、東京並みの暫定手当といたしまして二千七百円つきますと、合計二万四千一百一十円でございます。

言つたようにけつこうです、よろしいと思つたのです、僕は。社会保障制度の一環として、国民皆年金の一つとして考えられることはけつこうです。しかし、ここに二・二倍も一挙に掛金を上げるという制度をスタートさせた場合に、この数字が示すように、若い人は食いついてくると思ひますか。ここに僕はこの法案の一番大きな欠点があると思ひます。しかも、千分の四十四の四十四なるものが、先ほど数字の根拠は山本委員がある追及してありましたけれども、これは信憑性のあるものじゃないです。絶対的なものではないわけなんです。この点ひとつ再検討を要したのです。それともこれに相当する部分を今度の臨時国会あたりでもって給与の改善をはかるといふような言質が与えられれば、内閣の方針が与えられれば、その角度から私はこの法律案を見たいと思ひます。この点については、この次にお答えしたいと思ひます。

なお、委員長に御要望申し上げておきますが、次の委員会には人事院総裁の御出席を、短時間でよろしゅうございしますからお願いを申し上げておきます。

それからもう一点は、先ほどから加瀬委員と秋山委員から関連質問で文部大臣を追及されておりましたが、減額年金制度だと思ひます、これは国家公務員の場合も、五十五才前は一年について四割減額するとなつてゐる。だから地方公務員もそれに準じてかようにしたと、こういう説明ですがね、そのときにも不満があったわけけれども、国家公務員等については、そういう該当者が比較的少ない、そういう年配まで勤める女子の国家公務員は少ない。

ない。それから、たいがい人は五十五、六才ごろまでは勤務できるというので、そういう減額年金制度になつておつても、そういう適用者が少ないから問題が出てこなかったところが、地方公務員共済組合法になりますと、まあ公立学校共済組合員に最も多いわけだが、そこで大臣は、この法律案の作成過程に、やはり発言権を閣内に持つべきだつたと思ひます。約半数近くは女子公務員である。しかも、学校教育の場においては、結婚した女性が必要である。子供も持った女教師がいなければ、学校教育は十分行なえないといふそういう条件があるわけですね。これは全く同じ地方公務員共済組合法の中の他の単組の組合とも条件が違ふと思ひます。国家公務員共済組合と比べた場合は、公立学校共済組合の責任大臣は文部大臣になられるわけですが、この法案では、最も関心を持ち、最も主張する権利と義務があつたと思ひます。それで具体的に伺ひたいのです。二、三才で大学を卒業して二十年間勤めて年金がつく。そうすると、おやめになるといふと、四十二、三才でおやめになると五十五才まで十二、三年になりなす。そうすると、一年について四割減額になるという、約五〇％減額年金を受けることになるわけですね。これでは現在の恩給法の若年停止に比べれば非常に不利です。納得できないと思ひます。だから私は率直に伺ひますが、この恩給法の若年停止まで修正を検討してもらひたい。先ほど私は午前中に伺つたところが、恩給法の若年停止にするためには、掛金率千分の四十四が千分の五ないしは六

程度ふえるということですが、そうなりますと、さつきからの質疑応答を聞いてみると、約三十億円あれば、恩給法の若年停止の線までこの法案を直せる、こういうことだと思ひますが、その約三十億という数字は間違つていないかどうか、事務局からお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(松浦功君) おおむねその見当の数字にならうかと思ひます。

○矢嶋三義君 先ほど山本委員の質疑いたしました利率ですね、五分五厘の運用ですね、これ、山本委員の質疑の内容は、大体、二厘か三厘程度引き上げることで十分じゃないか、實際運用面において、という質疑がありました。が、あなた方としては同感ですか。それとも違う数字を、大まかにいいですか、予想いたしますか、お答えいただきたいと思ひます。

○説明員(松浦功君) 非常に大まかでございますが、山本委員のおっしゃいました五厘引き上げますと、千分の十・八財源率が減つてくるという御発言でございしましたが、当方ではじきましたものは、千分の八・九でございます。そこに若干の差がございしますが、それらのものを勘案しましてはおおむねの見当をつけますと、私どもの数字によりますれば、六厘くらいになるのではないかと、いふうな勘定になつております。

○矢嶋三義君 では問題は解決すると思ひます。向大臣に伺ひます。人事院勧告では、減額年金制度をとる場合に、現行恩給法の若年停止程度が適当だといふ勧告をしているわけですよ。それを勧告しているのです。ところが、あなたたちはこれを採用しない、一年に四割という減額年金制度を

しいたわけです。その結果として、今申し上げましたような不満とか、不合理が出てくる、おそらく文部大臣所管の公立学校共済組合に集約的に出てくるというわけです。では、これを直すにはどうかという、一年に三十億だといふのでしょう。社会保障政策の一環としてやるならば、それは国が負担するの、一つの方法だと思ひます。国家公務員共済組合もそれに直すといふことになつても、この所要予算は非常に微々たるものだと思ひます。ですから、そういう点も国の負担でやる方法もあるだろうし、また、山本委員のように、資金の運用利率によつて直すのも可能だ。しかも、人事院勧告はそういう線が出てくるのですから、ね。だから、この法律案の作業段階においては、これほどの批判があつたとは思ひません。この減額年金制度を實際やってみたところが、該当者からいふと、反対の機運が出てきた。聞いてみれば、私も、再検討に値するものだと思ひます。この点と、さつき言った、やっぱり掛金率のところがこの法案で一番私は大きなポイントだと思ひつてゐるのです。大臣、公立学校共済組合の所管大臣として、どういふ所見でございましょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 若年停止の減額支給の問題は、いろいろ意見が出てゐることも承知しておりますが、これは学校の先生に女の先生が現実には多いといふことと、減額支給の制度そのものがいいか悪いかという問題であると思ひます。これは教職員のみにならず、すべての地方公務員共済制度に共通の問題として今後どう考える

かという検討の課題ではあらうと思ひます。今直ちにこれをお説のように変えるといふことはいいかがであらうか、今後検討を待つてその上に処置すべきものはするといふ課題として私は受け取つております。

○矢嶋三義君 文部大臣、内閣提出でこの法案を国会に出すにあつて、あなたは池田内閣の閣僚の一人として署名してゐる。だから、この席であなたがそう答弁せざるを得ないであらう、そういう線に答弁するであらうとは、私は推測してありましたが、しかし、公立学校共済組合の責任大臣としては、少し冷た過ぎます。それは、一年について四割減といふ、そういう減額年金制度、国家公務員、地方公務員を通じて適用するの方針として、その問題が適当であるかどうかといふことはありますけれども、その中で最も適用者の影響性の多いのは、繰り返して言つて、公立学校共済組合です。だから、この法案が閣議において論じられる場合でも、事務局としてはいち早くこれに気づいて、大臣に助言をし、そして大臣は、これでは公立学校共済組合は困る、女教員から不満が出てきて困ると、こういう発言がなければならぬ。私が聞いてみたところが、そういうことは全然なかったといふのです。どうですか、大臣、そこに文部大臣としてはやっぱり十分目の届かないところがあつたのじゃないですか。それは私は事務局の責任だと思ひます。これほど不満があるとは思ひなかつた、ところが、實際法案となつて適用者が計算してみると、問題はここに出てきたとなれば、やっぱり私は、文部大臣としては、可能な限り再検討をするに値する問題だとい

う気持ち、そういうニュアンスの答弁が所管大臣としてなければ、非常に冷たいと思うのですよ、私は。大蔵大臣ならそういう答弁でいいですよ。いかに閣議で署名しておいても、私は今の文部大臣の答弁では、少し適当でない、少し冷た過ぎると思うのです。それが衆議院の本会議における野口議員の質疑に対する答弁が、秋山評によれば、放言に近い答弁になったと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 先刻秋山さんにお答えしたとおりに思っております。さっきも申し上げましたように、女の先生が多いから気の毒だとか、気の毒でないとかいう問題でなく、若年減額支給というやり方がどうだ、従来の恩給制度上の減額年金、減額恩給と比べてどうだという課題として、一般論としていろいろお話を承って検討すべき一つの課題であらうかとは思いますが、閣議決定の際は、正直なところ、そこまで連想しませんでした。それはいくらでも一般共通的な立場において、制度論として検討すべきものはするという課題としてとらえたいと思います。

○矢嶋三義君 もう一問。自治大臣にお答えいただきたいと思うのですが、どうもあなたと私の質問しているのと趣向が合わないのです。こういう減額年金制度を国としてやるならば、憲法上男女平等だから、女子は少なくとも五十五才までは、よほどの事態がなければ働めていただくんだ、勤めるんだ、また日本のあらゆる制度、条件が、女子公務員が五十五まで勤めるような条件があるという確認の上で、こういう内容の法律案を作るならわかる

のですよ。ところが、加瀬委員が指摘したように、現在の人事異動の実態とそれからわが国の制度なり、あるいは家庭等の実態からいって、日本の女子公務員は男子と同じように、なかなか五十五程度まで勤め得るような諸条件がわが国には現在ないわけですね。しかし、結婚した相当の年齢の人が教育公務員としては絶対必要である。しかしながら、いろいろの条件が整わないために、憲法上は男女平等といえないが、早くやめる女性が男性に比べて非常に多いというわが国の実態があれば、男女平等という立場からならば、そういう人々が非常に不利になるような法律を作つてはならない、こういう立場に立たねばならぬと思うのです。しかも、その適用者が公立学校共済組合に一番多いとなつてくれば、一年について一率四割を減額していくという、これは適当でないというものが答へとしてはつきり出てくると思うのです。だから、その点をこの間から伺つておられます。それじゃこれを直すことができないかという、その財源的なものを検討してみると、山本さんが指摘したように、あるいは所要財源からいってやすやすとやれるものじゃないですか。足らざるところは、見落とししたところは早く改め、補うべきですよ。そういうところを私は固執してはならないと思うのです。そういう点について、あなた方が若干幅のある答弁をなされば、その角度からこの法案をいかにすべきかというところを私は検討したいと思う。私の言っているのは暴論だろ、か、どうだろうか。安井大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙君) 私は決して必ずしも暴論とは考えません。それは矢嶋委員のおっしゃる理屈といひますか、御議論には十分傾倒に値するものがあると思ひます。しかし、政府が今度これをとりました態度につきましても、掛金率、それからそういった仕組みの大綱については、これは国に準ずるといふことを建前としておるわけでありまして、公務員だけをこれを別枠で扱ふということも実際問題として非常に困難である。それから現在私立学校、公共企業体等にも同様な形でこれが施行されておるものでありますから、この際はどうかこの制度をとらざるを得ない、建前上やむを得なかつたと思つております。

それから最初お話をしましたように、なるほど、この計算にはいろいろ過程がございます。山本委員もいろいろ御指摘になつて、あるいは十分な御説明に至らない部分もあるかもしれない。しかし、これはやはり新しくやる制度で、しかも、三千幾百の自治体を相手にしておるわけでございますから、ある意味では御指摘のような腰だめのものはないとは言えないと思ひます。しかし、これはでき得る限り現在の国の制度等を参考にいたしまして、あらゆる計算の可能な限度で一応の計算を立てておるわけでありまして、今日では、これを国とあまり大幅に違つた方法でやるといふことは、これは私は建前上いかぬと思ひるので右へ言えてやつていきたいと思ひます。しかし、また五年たてば必ず計算の仕直しをやるというように、これは将来の問題としては検討されるべき問題が残つてゐることは事実でございます。しかし、それを今ここでいろいろ

いじり回しておりましたが、これで動かぬという結論は出ないわけで、私どもは、これは制度としてとるべきものであるから、大筋は国の制度に準じたものでスタートしたい。そして何年かたつたり、あるいはそれは何年か先でなくても、それは現実において非常な問題があれば、その過程においてまたいろいろとこれを検討するにやぶさかでない、こういう気持ちでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣は毎回おいで願えないので、この際もう一点伺つておきますがね。その中を二つに分けて。その一つは、今の問題ですが、大蔵大臣等に対して、閣議のときには気づかなかつたが、法案審議段階になつて、自分が責任者となる公立学校共済組合について、こういう意見が非常に強いが、この点検討してみたいかがかというように話しかけを大蔵大臣等、その中には所管の自治大臣もろろ入りますが、当該文部大臣としてお話しかけをして、次の委員会までその結果を本委員会にお漏らしたく、このお願いをお引き受けできないかどうかということが一つ。

それから、その二は、これに関連するのですが、これは文部大臣並びに大蔵省の給与課長からお答えいただきたいのですが、私は数回にわたつて関係者に御説明し、御研究を願つて参つた問題ですが、例の師範学校の専攻科の卒業生の処遇の問題です。これは二分ほど説明しますが、昔、師範学校に専攻科という制度があつた。で、休職になつて専攻科に行つて、そしてまた現場に復職する。そうすると、その当時は専攻科に行つただけ給与が若干上

がつておつた。休職期間はそれだけに職年数が減るけれども、給与がそれだけ支払われておつたから、平たい言葉でいへば、専攻科に行かない人に対しては損はなかつた。ところが、現在給与は同じになつておりましたから、だから、こうして年金法でできて計算する場合、休職期間だけ専攻科に行かない人より少なくなつてゐるから、退職手当も、退職年金も専攻科に行つたがゆえに少ない。これは該当者は少ないだろうが、当事者にとつたら納得のいかない不満だと思ひます。そういう当事者は専攻科に行つたからそれだけよくしてくれとは言えない、しかし、専攻科に行かない人と、せめて退職手当と退職年金は同じになるように配慮してほしいというこの主張は、私はきわめてささやかな謙遜な主張であつて、退職手当、退職年金はそういう取り扱ひをすべきだと、かような見解をもつて御検討していただいたのですが、これに対して、文部大臣はどういう御見解をお持ちで、どう御検討をされたか、また今後されようと思はれるか、文部大臣並びに大蔵省の給与課長にお答えをいただきたい、きょうのところは私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 第一点の御要望なり御質問でございますが、ちよつと、このたゞいま御審議願つていただいておりますものの前提条件としてだとお答えしにくいと思ひます。と申しますのは、個人的に申し上げれば、さつき申し上げたように、気づかなかつたことは事実ですけれども、しかし、それは先刻もお答え申し上げましたように、若年停止の問題は、単に学校の先生ということになしに、制度それ自体に、従来の若年停止のやり方

がつておつた。休職期間はそれだけに職年数が減るけれども、給与がそれだけ支払われておつたから、平たい言葉でいへば、専攻科に行かない人に対しては損はなかつた。ところが、現在給与は同じになつておりましたから、だから、こうして年金法でできて計算する場合、休職期間だけ専攻科に行かない人より少なくなつてゐるから、退職手当も、退職年金も専攻科に行つたがゆえに少ない。これは該当者は少ないだろうが、当事者にとつたら納得のいかない不満だと思ひます。そういう当事者は専攻科に行つたからそれだけよくしてくれとは言えない、しかし、専攻科に行かない人と、せめて退職手当と退職年金は同じになるように配慮してほしいというこの主張は、私はきわめてささやかな謙遜な主張であつて、退職手当、退職年金はそういう取り扱ひをすべきだと、かような見解をもつて御検討していただいたのですが、これに対して、文部大臣はどういう御見解をお持ちで、どう御検討をされたか、また今後されようと思はれるか、文部大臣並びに大蔵省の給与課長にお答えをいただきたい、きょうのところは私の質問を終わりたいと思ひます。

と今度の若年減額支給のやり方のいずれをよしとするか、よしとしないならどうするかという課題でもございませう。国家公務員と地方公務員とが、またその点において考えが当然変わらねばならない理由というものは一般論としては出てこないんじゃないでしょうか。したがって、共済年金制度全般について今後再検討します一つの課題として受け取って参りたい、かように思います。

第二の師範学校専攻科の問題でございしますが、これは私は相当程度こもつともなお話のようだと、かつて廊下で承ったときにも思いましたが、今もそう思っております。これは今後のものと具体的な検討を進める課題と考えております。

○矢嶋三義君 大臣以外に、文部省は担当事務当局もお答えいただいております。

○説明員(清水成之君) ただいまの問題でございしますが、大臣からお答えいたしましたとおりに受け取っておりますが、ただ事務的に見ました場合に、年金制度の場合、過去の期間をどういうふうに見ていくかということにつきましましては、不利にならないようにというのが一応の建前になっております。なお、この点は国公共済等も関連いたすかと思いますが、十分関係省とも相談いたして検討いたしたいと思っております。

○政府委員(平井通郎君) 先生御指摘のございましたとおり、この問題につきましては、私どもとしても検討をしなければならぬと思っております。ただいま事務的に文部省なり、あるいは恩給局等とも話を進めております。ただ御

承知のように、この問題はいろいろの問題にまたがっております。退職手当法の取り扱いもございまして、恩給法上の取り扱いの問題、さらにたまたま論議されております共済年金の取り扱いの問題、三通りになるわけでございまして、法律的にもいろいろの問題にまたがっております。かようなわけでございまして、かつまた基本的には一般の休職期間について、たとえば退職手当法上半減というような制度をとっておりますとのバランスをどう考えるか、この場合の特殊性をどうに見ていくかというところがございしますので、今後とも十分に検討いたしまして、全体としてバランスのとれた感情のもとに是正をはかっていきたいと考えております。

○矢嶋三義君 文部大臣に重ねて伺っておきますが、技術的な操作はいろいろ努力を要するでしょう。工夫しなければならぬ点がありましよう。そういう点は優秀な公務員諸君にまかせます。ただ僕が主張している点はずっともであって、研究をし、善処しなければならぬ内容のものだということ、さっきの大臣の答弁からお認めになっておられるわけですね。その点確認しておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 最後に、今後継続で続けられるから言うだけ言っておいたほうが早く済むと思うから言っておきます。わが党の立場としては、一応納得できないという立場を明らかにしておきたい。

先ほど自治大臣と文部大臣から、国家公務員がそういう形でいったんだから一応これで出発させてもらいた

い、こういう趣旨はわれわれ理解しないこともない。したがって、冒頭に私が言ったように、統一して、ああいう勧告もあって、勤続に対して有利にしていこうというその趣旨については納得できるのだが、国家公務員と地方公務員の実態が違ふのだ。したがって、一応の方向は認めるけれども、内容のいろいろの点については、やはり別のものが出てこないんじゃないか、国家公務員にはいろいろの別の制度があるのだから。それを一から十までいいところも悪いところも全部同じようにしてしまふところに矛盾があるというの

が、わが党のこれに対する反対と申しますか、そういう態度、また納得できない点なんです。その点は私は繰り返して申しておきたい。今後の審議のこともありますから言っておきたい。

それから文部大臣が先ほどから、女子は何か憲法でどうこう言われますが、この種年金については、すでに戦前昭和十六年にできた厚生年金保険法においては、女子は十五年という一つの特例を認めておる。これは要するに現在の日本の女子の置かれておる実情なんです。憲法上からいって差別待遇ではない。その実情を認めて女子にやはり十五年でつけなくちゃいけないというそれは認めておる。したがって、私はこれで何も反駁するわけじゃない。やはりそういうものもあるということ、とにかく男女は何でも一緒だということではなくして、実情によつてはそういうものがあるということだけ私は文部大臣にまず認識してもらいたい。これは答弁は要りません。それだけ言っておきたいと思ひます。以上です。

い、こういう趣旨はわれわれ理解しないこともない。したがって、冒頭に私が言ったように、統一して、ああいう勧告もあって、勤続に対して有利にしていこうというその趣旨については納得できるのだが、国家公務員と地方公務員の実態が違ふのだ。したがって、一応の方向は認めるけれども、内容のいろいろの点については、やはり別のものが出てこないんじゃないか、国家公務員にはいろいろの別の制度があるのだから。それを一から十までいいところも悪いところも全部同じようにしてしまふところに矛盾があるというの

○加瀬亮君 閣議のとき気がつかなかったが、今ではお気がつかれたという事ではなくて、人事院勧告が出てくるんですから人事院勧告というものを十二分に御検討していただいて法案の立案に当たつてもらわなければ困る。これは両大臣に要望します。

○委員(小林武治君) 次回は四月十二日午前十時開会とし、参考人の意見を聴取いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

四月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に關する請願(第二五二〇号)(第二五五五号)

一、地方公務員共済組合法案反対に關する請願(第二五二五号)

第二五二〇号 昭和三十七年三月二十三日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に關する請願

請願者 秋田市西根小屋上丁一三秋田縣教職員組合

内 田村修二外八百四十九名

紹介議員 鈴木 壽君

地方公務員共済組合法案は、国庫負担がわずかに交付税率の〇・一パーセントに肩替わりし、高校急増対策とあいまつて地方自治体に新たな赤字を生じさせる原因となるおそれがあるから、(一)掛金を現行の千分の二十以上とせず国及び使用者の負担を増額すること、(二)組合の運営、管理は労使対等の原則により民主的に行なうこと、

(三)資金運用についての大蔵省資金運用部への管理を絶対にやめ組合員への福祉還元を図ること、(四)給付内容を拡充し既得権を保障すること、(イ)給付の積算基礎給料を三年平均とせず最終給料とすること、(ロ)減額退職年金制度をやめ現行の若年停止制とすること等の修正措置を講ぜられたいとの請願。

第二五五五号 昭和三十七年三月二十七日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に關する請願

請願者 大阪府高槻市大字安満二六 吉川忠利外四千九百二十七名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二五二〇号と同じである。

第二五二五号 昭和三十七年三月二十四日受理

地方公務員共済組合法案反対に關する請願(二十九通)

請願者 東京都文京区柳町二七 中規望外二十八名

紹介議員 米田 勲君

今国会に上程されている地方公務員共済組合法案は、地方公務員の現行退職年金制度の一元化を目的としたものであるが、その内容は、地方自治の原則を無視しており、社会保障制度審議会も、本案は問題点が多く、実施は適当でないと答申している。したがってわれわれは、(一)既得権が確保されていないこと、(二)運営、管理に民主化の原則が貫徹されていないこと、(三)掛金が大幅に引き上げられ、かつ国庫負

担がないこと、(四)積立金の労働者福祉への還元が保障されていないこと、(五)追加費用の措置があいまいで、新組合及び地方財政へ負担がかかること等の点が解決されない限り、本法案には反対であるから、すみやかに改善せられたいとの請願。

第二十一号中正誤

ページ 行 誤 正
二四一 第五公式 第五項式
二四二 三十一公式 三十一項式

昭和三十七年四月十七日印刷

昭和三十七年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局